

タイトル	日本自動車産業と総力戦体制の形成（四）
著者	大場，四千男；OHBA, Yoshio
引用	開発論集(104)：39-80
発行日	2019-09-30

日本自動車産業と総力戦体制の形成（四）

大 場 四千男

開 発 論 集 第 104 号 別 刷

2019年 9 月 北海学園大学開発研究所

日本自動車産業と総力戦体制の形成（四）

大 場 四千男*

目 次

- 一章 ヒットラーとドイツの大衆車構想
 - 1 ドイツの「大衆車構想」VW 車開発
 - 2 ドイツ自動車工業
 - 3 ドイツ自動車業界の再編成
- 二章 日本の「大衆車構想」
 - 1 日産自動車構想 浅野源七
 - 2 軍部の大衆車構想とビッグ・スリーの抬頭
 - 3 国産車メーカーとビッグ・スリーとの競争
 - 4 商工省の大衆車構想
- 三章 満州事変と陸軍の自動車政策
 - 1 戦争の自動車動員令
 - 2 陸軍の自動車政策 —— 日露戦争
 - 3 陸軍の自動車政策 —— 第一次大戦と総力戦体制
 - 4 軍需工業動員法と軍用自動車構想
 - 5 陸軍整備局の自動車工業助成策 —— 中田佐一郎
 - 6 「軍用自動車補助法」と国産自動車産業の成立
 - 7 国産自動車メーカーの企業者群像
 - 8 関東大震災と輸入車黄金時代
 - 9 ビッグ・スリーの日本市場への参入
 - 10 日米合作運動と鮎川義介
- 四章 昭和期満州事変の自動車部隊編成と国産自動車の脆弱性
 - 1 日本 GM の販売・金融組織
 - 2 日本フォードの販売・金融組織
 - 3 自動車市場と国産自動車の衰退
 - 4 満州事変期陸軍省の自動車動員政策 —— 熱河作戦と伊藤久雄
 - 5 商工省の大衆車構想と岸信介、小金義照（第 101 号）
- 五章 商工省・鉄道省の自動車政策
 - 1 近代的輸送網への始動 —— 鉄道からトラック・バスへの転換
 - 2 大衆車時代の発達 —— 近代的都市と近代的交通機関の内的連結
 - 3 総力戦の方針と農商務省の資源調査政策
 - 4 総力戦の方針と商工省の設立 —— 米騒動の歴史的意義
 - 5 商工省の産業政策と総力戦の準備
 - 6 商工省の自動車政策 —— 標準型式自動車の製造
 - 7 満州事変の軍用自動車部隊と総力戦における自動車動員問題

*（おおば よしお）北海学園大学開発研究所特別研究員

- 8 標準型式自動車の共同生産と鉄道省の技術指導
- 9 鉄道省の自動車政策 —— 標準型式自動車の採用とバス事業の開始
- 10 ディーゼルエンジンの開発と輸送の大型化・高速化（第 102 号）
- 第六章 総力戦体制の再編成と満州支配
 - 序
 - 1 後藤新平の満鉄総裁就任と国家経済主義
 - 2 対支 21ヵ条要求と国家経済主義
 - 3 西原借款と国家経済主義
 - 小括（第 103 号）
- 第七章 第一次世界大戦の総力戦と日本陸軍の総力戦構想
 - 1 総力戦体制の起点と陸軍三人組
 - 2 小磯国昭の総力戦構想と「国防資源」論
 - 3 田中義一の総力戦構想と(南)支那視察と日支親善外交の推進, (1)「対支経営私見」及び
(2)「日支製鉄事業の共同経営に就て」
 - 4 (一)寺内正毅の総力戦構想と朝鮮総督
(二)寺内正毅の支那借款と東亞総力戦体制
(三)寺内正毅の軍用自動車補助法と軍需工業動員法による総力戦体制の形成

第七章 第一次世界大戦の総力戦と日本陸軍の総力戦構想

1 総力戦体制の起点と陸軍三人組

陸軍の総力戦構想は第一次世界大戦における総力戦を眼の前にして芽ばえ、日清戦争、さらに日露戦争に見出される二国間戦争でなく、枢軸国と連合国との世界大戦であると想定することに起因する。それゆえ、陸軍はヨーロッパ戦線で操りひろげられる総力戦への教訓から、日本の戦争を世界的総力戦として見做し、それへの対応から新しい総力戦体制への構築と地球規模の軍事大国作り、所謂大東亜圏構想とを同時併存的に促進せざるをえないと危機意識を深めるのである。

既に第六章で分析したように、総力戦構想は日露戦争での勝利によってロシアの報復戦争に備えるために、とりわけ陸軍側に強く意識され、その結果、朝鮮、満州を大東亜圏構想の中核として位置づけ、総力戦体制の^{いしずえ}礎として世界戦略と戦術を構想しようとする。第一次世界大戦を契機にして大東亜構想を総力戦体制の中核に位置づけようとする戦略は、陸軍出身の三人の総理大臣になる人々によって総力戦体制として構想される。一人目は小磯国昭であり、「国防資源」論として総力戦構想を描く。二人目は田中義一であるが、大正 6 年 5 月の支那視察から「対支経営私見」を纏めて、日支共同経営資本主義論を総力戦構想として展開する。そして、三人目は寺内正毅であり、朝鮮総督としての 3 年間の体験に基づく朝鮮統治実績によって(一)朝鮮の近代化＝植民地資本主義の推進による日本への総力戦体制への編入と日本の総力戦構想への編成として所謂総力戦体制の二つの法律（(1)軍用自動車補助法、(2)軍需工業動員法）を制定し、総力戦体制の推進を初めて本格化する中心人物となる。

しかし、これら総力戦構想と総力戦体制とを両輪にして日本資本主義は産業資本主義から帝国主義への発展（大東亜構想と大東亜戦争）を縦軸として推進するが、と同時に、総力戦体制

は国防資源の面で欠いている石油資源の獲得のために、インドネシアの石油を巡ってオランダ・現地インドネシア政府との日蘭会商を行なうが失敗し、さらにアメリカによる石油禁輸政策による石油危機を迎えて日米開戦への太平洋戦争を総力戦体制として闘うのである。

こうした総力戦構想と総力戦体制の歴史的意義とその役割は天皇制国体論を日本資本主義のエトスとして発揮させる中から生み出され、日本の歴史を世界の歴史との協調と対立を生み出す根源とする。とりわけ、大隈重信と加藤高明とが推進した対支 21カ条要求は、まさにこの七章で取り挙げる三人の総力戦構想と総力戦体制の^{いしずえ}礎となり、この対支 21カ条要求を基礎にして初めて展開されることとなる点について注目しなければならない。この第六章を踏まえて七章では日本資本主義の個有な発達と総力戦体制の形成を陸軍の三人の総力戦構想を分析することで果そうとするものである。それゆえ、これら三人の総力戦構想と総力戦体制を三人の歴史的な足跡の中から描出し、資料を踏まえながらその歴史的意義を明らかにすることがこの七章の課題となる。したがって、長文の資料とその解釈とがこの七章での検討事項ともなる。

2 小磯国昭の総力戦構想と「国防資源」論

小磯国昭は陸軍士官学校に入り、卒業後、陸軍曹長、そして陸軍少尉に任官する。明治 37 年日露戦争に従軍し、旅順、奉天戦で活躍し、陸軍大尉に進級して明治 38 年凱旋すると同時に、連隊副官に昇格するが、明治 40 年陸軍大学校に入り、卒業するや陸軍士官学校の教官となる。そして明治 45 年には関東都督府陸軍参謀に就任するが、大正 3 年対支 21カ条要求の中、陸軍少佐として水戸歩兵第二連隊大隊長となり、最後通達で排日運動の支那（中国）へ参謀本部第五課兵要地誌班長として、大正 4 年 8 月から 5 年 9 月にかけて蒙古に兵要地誌資源調査に乗り出し、さらに大正 7 年 1 月から支那、特に北・中支へ国防資源論に立脚し、その検証のための視察に出掛ける。

小磯国昭は兵要地誌班長として新しい総力戦構想を国防資源論として体系化しようとこれまでの兵要地誌の分析をしてみると、年々新しく更新される国防資源論を欠落させ、また総力戦体制への視点を看過している点に気づき、資源と戦争戦略の関係から国防資源論を構想することになるが、その国防資源論の必要性について次のように明らかにする。

「誠に当時に於ける兵要地誌の内容を概説すれば、各地方毎に天候、気象、地勢、地形、森林、河川、交通通信、都市、人口、家屋、各種生産の種類、生産量、機構、物資の交流等、戦略戦術上苟も関係ある事項を詳細に網羅して当該地方に作戦する軍隊の戦闘、行軍、宿営、給養等に利する点に於いて間然する所のないやうに記述し、且つ年々補修訂正を加へてはゐたが、内地から確實且つ長期に互り追送補給を期待し得る為には如何なる原料を何処から入手し、各種軍需品を如何なる生産機能に依り整備するかといふこと、及び軍隊の戦力を維持向上する為、代用品製作を如何にするを適当とするか、又現地物資を如何に利用するかといふ様な点に就いては一指も染めてなく、殊に平戦両時を通ずる内地それ自体の需給調整と、従つて戦地に補給追送し得る強力性の確保等に就いては、何等の機構もなく又調査すらも進められてゐなかつたのである。」

（葛山鴻爪 小磯国昭，334-335 頁）

国防資源と軍需工業とに立脚する総力戦体制は天皇制国体論の^{いしずえ}礎と見做され、「国家機能の全部を戦争目的に即応」させて、「国力を最大限に発揮する」国家経済主義を確立することであると小磯国昭は考える。

小磯国昭は国防資源と軍需工業との確立を国力として最大限に発揮させることを総力戦構想として位置づけ、生産力の拡充と軍戦備の年々の充足を計り軍事大国へ導こうとする。このため、小磯国昭は、さらに戦力と国力の維持向上とで戦略と戦術の均衡を決定するように国防資源を兵要地誌業務担当地域から確保するように策定することを業務目標として掲げ、^{かか}総力戦体制の中心課題として次のように位置づける。

「そして陸軍の他の部局内には動員、兵站、交通、衣糧等を担任してゐる分課は存在はしてゐたが、総べてが作戦計画に伴ふ統帥上の業務に限定せられ、国家機能の全部を戦争目的に即応する為、如何にして国力を最大限に発揮するかといふ、国家業務の担任機構の欠如と相俟つて、資源から見た戦争指導の限度を秤量決定する要素といふものが明瞭にされてゐなかつたのである。

大正三年、欧洲戦争の勃発に伴ひ、陸軍省内に軍事調査会といふものが設置されたが、之とても専ら情報の蒐集に止り計画業務に執掌するのではないから、戦争の遂行には直接的の力を発揮することは出来なかつた。

そこで筆者は兵要地誌業務の担任を完うする為には、国民の生存と作戦軍の活動力維持の為、国家機能を最大限に発揮して尚且つ不足とする資材の数量を究め、其の不足資材中、兵要地誌業務担任地域から如何なる資材を如何にして幾許程度に蒐集又は生産せねばならぬかを検討し、将来戦時に方り其の目的を達成する方案を策定して置くことこそ、兵要地誌班の今後に課せられた任務ではあるまいかと考へたのである。」

(前掲書、335頁)

かくて、小磯国昭は参謀本部の戦争戦略と戦術との対応関係と国力の最大限の発揮を育くむため、不足する資源の種類とその補充計画を日本本国と周辺地域の植民地とから獲得しようと提案する。さらに小磯国昭は不足資源を周辺植民地から搬送して本国で製造することを検討する中で、不足する国防資源の補填先として蒙古、満州、支那、朝鮮、台湾等に求める大東亜圏構想を国防資源論として次のように明らかにする。

「筆者は或る日、是等班員と共に会議を開催し、先づ翻譯された独逸書の内容を紹介し、「我々兵要地誌班員は、独逸が四面楚歌の裡、開戦後満三年に垂んとする今日、あらゆる資源を自給しながら戦争を果敢に継続してゐるのを見るのは敵ながら敬服の至りである。翻譯つて日本が若し不幸にして国力を傾け、乾坤一擲の大戦争に直面したとするならば、日本の生産資源は到底国民の生存と作戦軍の活動とに対し、満足を与へ得ぬことは殆んど疑のない所である。そして其の不足補填は必然、我々が担任してゐる兵要地誌整備地域から獲得せねばならぬことも亦言ふまでもあるまい。果してさうしたならば、如何なる資源を、幾許程度、何れの地域に之を求め、且つ如何にして所要の地域に搬送し、又如何にして不足分を製造補填すべきかを研究し置くことは、今日我々に課せられたる任務ではあるまいか」と相談を持ち掛けたところ、幸に全員一致の同意を得た。

筆者は更に続けて「幸に諸君の同意を得たに就いては、向後に於ける当班業務遂行の規準を確立するといふ意味で、先づ総論的大綱を班員の合作に依り記述したいと思ふ。就いては如何なる方針に基いて如何なることを内容に盛り容れるか、そして誰が其の中の何れを担当記述するかといふことは班長に於いて決定するから、諸君はそれに依つて調査記述を進めて貰ひたいと考へてゐるが意見はない

か」と訊ねて見たところ、是亦全員に異存がなかつた。

其の際、菊地門也大尉は更に意見を附け加へて、「日本内地資材の不足を大陸から搬入するにしても、又必要軍需を内地から大陸に作戦する国軍に補給するにしても海を渡らねばならないが、海軍の戦力決定や国家船舶の整備決定は我々の班限りで、兎や角、立論することは必ずしも妥当でないし、又一面、制海権が敵手に帰しても尚且つ我々は大陸と内地間の交通確保が必要なことから、内地、朝鮮間の地下交通をも此の機会に提唱することが必要だと思ふ」といひ出した。筆者は尤もな意見だと考へ、又英仏間にドヴァー海峡隧道計画のあることも仄聞してゐたので、此の着想は可能性あるものと思ひ、直ちに賛成した。」

（前掲書、335-336 頁）

国防資源論の課題は不足資源を支那大陸から日本へ搬送しなければならない点であるが、このことから海軍との連携を求められている点であるが、このことは、総力戦構想の限界の一つとなる。その上で、小磯国昭は天皇制国体を^{いしずえ}礎にする総力戦体制の国家経済主義に立脚しながら、総力戦体制の限界を支那大陸の資源に求めざるをえない日本資本主義の脆弱性に直面する。この国防資源論を特徴づけるのは絶対不足量の資源を解決する方法である。不足資源の解決は(1)支那大陸での資源の開発、(2)重化学工業の発達、そして(3)平時貯蔵に求められている点であるが、このため、長期戦争を不可能と見做している点である。小磯国昭は国防資源論の立場から総力戦体制の脆弱性と長期戦争への不可欠性との関係を次のように不足資源論として述べる。

「其の概要を述べると、最初に日本の総動員兵力を想定し、其の場合、国民の生存と、動員兵数維持との為、必要とする食糧、衣料、其の他の生活必需品並びに軍需品の数量を算定し、次に戦時に於いて免れ難き国家生産力の減退を見越し、国内生産の限度を予想し、之に対し各種生産増強の方法を提唱しかくして生産力変化の道程を辿りつゝ、到達し得べき国内生産力の限界を算定した。此の国内生産力の限界数量を前述の戦時所要数量から控除して絶対不足量を求め、此の不足量中一部は戦場となるべき大陸生産資源に依り補填することとして大陸資源の現状を掲げ、尚不足するものは内地特に大陸に於ける新資源の開発と代用品の製作並びに平時貯蔵に依るの必要を提唱した。」

（前掲書、336-337 頁）

小磯国昭は総力戦の基軸産業として鉄鋼業に求めている。その根拠となったのは、第一次世界大戦におけるベルダン、フランダー、シャンパーニュ会戦で消費される鉄消費量の多さにあった。しかし、小磯国昭は第一次世界大戦での鉄の大量消費量の推計を過少に算出するが、このため、総力戦体制の限界と脆弱性について次のように述べる。

「大戦争の鉄の所要量の莫大なことは一驚を喫した。殊にベルダン、フランダー、シャンパーニュの会戦に於ける消費は予想以上であつた。計算の基礎数字を如何に決定したかは記憶にないが、兎も角も是等の教訓に基いて所要量算定の基礎とした。

独逸は戦争に於ける鉄の需要を見越して、平時から公園のベンチや、諸官庁及び公共施設の柵は勿論、家庭用具類に迄、努めて鉄を使つてゐた。是等は平時貯蔵といふ点に於いて考慮すべきことであり、又石炭の化学的処理に依り各種重要な資源を生産してゐた。

軽金属の需要も世界的に増加の趨勢にあつたが、当時は飛行機が左程発達して居らず、殊に全金属製飛行機の時代に到達してゐなかつたので、筆者等は需要増加の傾向に鑑み増産を提唱したことは勿

論であつたが、後日考へると其の増加見込数量が尚甚だ貧弱であつたといふ譏を免れなかつたことは汗顔の至りである。」

(前掲書, 338-339 頁)

小磯国昭の総力戦体制における鉄鋼業の基軸産業としての位置づけは、田中義一によって「日支製鉄事業の共同経営に就て」で具体的に継承され、田中義一の総力戦構想を特徴づけることになる。

3 田中義一の総力戦構想と(序)支那視察と日支親善外交の推進, (1)「対支経営私見」及び (2)「日支製鉄事業の共同経営に就て」

小磯国昭が栃木県宇都宮において山形県士族の宇都宮警察署警部小磯進、同錦子の長男として生まれ、昭和 19 年 7 月 22 日内閣総理大臣に就任したのは 63 才の時であった。これに対し、田中義一は元治元年(1864) 6 月 22 日長州藩士杉山音松と母美世の次男として生まれ、明治 16 年 20 才で陸軍教導団砲兵科に入学し、さらに陸軍士官学校に入り、明治 19 年卒業して少尉に就任して歩兵第一連隊小隊長に就く。その上、田中義一は明治 22 年陸軍大学校に入学し、中尉に昇進し、明治 25 年卒業して翌 26 年第一師団副官となり、日清戦争に従軍する。田中義一は明治 29 年参謀本部第二部に属し、翌年陸軍大学校教官に就任し、また、裁仁親王付武官となるが、明治 37 年の日露戦争に従軍して陸軍歩兵中佐に昇進する。明治 40 年に田中義一は大佐に、42 年に陸軍省軍事課長に出世し、47 才(明治 43 年)で少将として歩兵第二旅団長に就き、翌年 44 年大隈重信を歩兵第三連隊に招き、又、在郷軍人会を組織する。一方、田中義一は総力戦体制の一環としての自動車部隊を想定し、45 年軍用自動車調査委員長に就任するが、歩兵第二旅団長となる。他方、大正 3 年第一次世界大戦の勃発で、田中義一は二コ師団増設問題と対支 21 ヵ条要求の原因となる対独戦に陸軍中将補参謀次長として活躍し、総力戦構想である(1)「対支経営私見」と「日支製鉄事業の共同経営に就て」を発表する。したがって、田中義一は小磯国昭と同様に、大隈重信、加藤高明の対支 21 ヵ条要求の実現を踏まえた総力戦体制の^{いしずえ}礎を支那大陸の資源に求め、その共同経営論を総力戦構想の中心に据える。また、田中義一が首相に就任したのは昭和 2 年の 64 才の時であり、小磯国昭の 63 才とほぼ同じ年齢である。同じ学歴を経るのであるが、このことは学歴によって出世するという日本の経営が陸軍省の人事を決定していることが窺える。陸軍での出世が学歴(陸軍幼年学校—陸軍士官学校—陸軍大学校)と成績の格差で決定されているが、陸軍内での出世主義への競争は天皇制国体論における統帥権と天皇大権とを脆弱化させ、軍人としての出世主義を優先させる下剋上の温床となる。皇統派と統制派との対立を激化させる軍閥の形成と下剋上とが大正から昭和にかけて激しくなり、総力戦構想の相違を生み出す背景ともなる。

田中義一は小磯国昭より支那大陸の資源を重要視し、その共同経営をするためにも支那との親善外交を深めようとする。それゆえ、田中義一は第一次世界大戦が勃発するや、支那視察を大正 6 年 5 月 1 日から 6 月 25 日迄の長期にわたって実施し、その結果を(1)「対支経営私見」

として纏める。

3(序) 支那視察と日支親善外交の推進——東亜救済政策を巡って

この「対支経営私見」は第一次世界大戦での日独戦の視察と支那との親善外交の推進を計り、総力戦構想を具体化しようとする試み＝私見である。支那との親善外交の対象は(1)安徽省督軍張勳、(2)副総統馮国璋等を中心にして展開される。

田中義一と督軍張勳との間の親善外交を中心にする対話は、日支の共同経営で力をつけ、欧米からの侵略を防ぎ、と同時に東亜自活の道を共同で進めようとするものである。尚、会話の中に出てくる次長とは田中義一参謀次長のことである。

「次長「余の今回の来支は個人の漫遊に過ぎない。従って述べる処のものは余一個人の意見に過ぎないものであるということを知られ、話し合うからには曲りくどい一切の外交的辞令を避けて、お互に胸襟を開いて肝胆を披瀝したい。斯うした意味から或は遠慮のない言辭が忌諱に触れる事もあるだろうが、そうした場合は余の真意を汲まれて宥恕をお願いしたい」

張勳「それは余の最も望む所である。一切の虚礼に捉われることなく、お互に充分に其の真意を披瀝し合いたい」

次長「従来余は各地駐在武官より種々の報告を受けてはいるが、それ等の報告はなおより遠い隔靴搔痒の感がある。ここに於いて親しく支那各地を歴遊して、真の実況実相を考察する必要があると同時に、現下重要人物を歴訪して親しく其の真意を拝聴し、又余の卑見をも述べて意見を交換、意志の疎通を計り度いためである。これに依って余の支那に対する意見を的確にし、以て日支親善の成果を実際的に挙げたいものである。」

次長はかく誠意を披瀝して愈々其の意図していた張勳の復辟運動を中止させるために諄々と説いた。

次長「皇基殆ど三百年に垂んとする清朝が一旦覆滅するに当って、一人の義に殉ずる者もなかったというのは、当時であつて余の最も遺憾とした所である。然るに閣下が国体変革以来ひそかに前朝の復活を図り、終始一貫孤忠を守られる苦節は、日本人の性格として、又軍人として余の深く欽仰するところである」

張勳「余の従来抱持せる主義と希望に就ては、先に石光司令官（真臣北支那駐屯軍）を通じ、詳細に貴国政府に伝達したるを以て、次長は已に熟知されている処である。故に茲に今更多言する必要もないであらう。只余が終始一貫之を貫徹せんとしていることを御承知ありたい」

次長「御尤である。閣下の余の深く同情を禁じ得ざる所である。然しながら事に当って軽重あり。其の時期に緩急あるを忘れてはならない。けだし支那国家の安危存亡は、今や閣下の如き有力者の双肩に在る。其の一挙手一投足は以て国を興すべく、また以て国を亡すものである。故に閣下若し事の緩急軽重に顧慮することなく、輕挙妄動に出るならば、大事の失敗に終るべきは勿論、遂には国内の大動乱を惹起し、国家を一層危険の状態に陥し入れらるであらう。正に角を矯めんとして牛を殺すもので、達識の士の取らざる所である。故に余は閣下が世界の大勢に顧み、細密なる深慮のもとに、慎重なる態度を持されることを切望するものである」

張勳「次長の言は余の意を得たもので、今後断じて輕挙を戒しめていくつもりである」

次長「欧洲大戦は殆ど三年になろうとし、双方受ける所の損害は実に驚くべき額である。此の大戦乱で受けた深瘡は終結後と雖も、到底短時日の間に回復出来るものではない。この為に欧洲列強は現在に於ては東方圧迫の暴挙なきは勿論、戦後と雖も積極的な行動に出ることが出来るものでないと判断するのは、必ずしも失当の觀察ではない」

張勳「全く其の通りである」

次長「此の欧洲空前の大戦禍により、從來欧洲列強の迫害を受け、其の強暴に對し常に苦痛を感じていた東亜諸国にとっては、蓋し天与の一大幸福と云わねばならない。換言すれば我が東洋諸国が永遠に西欧列強压迫の下に雌伏し、座して衰亡を俟たんと欲しているのであれば、又何をか云わんやである。苟も蹶起奮迅して彼等と拮抗し、以て不敗の存立を保持せんとするならば、今日は所謂千載一遇の時機ではなからうか。故に余は世界の大勢に鑑み、此の際日支両国が互に誠意を以て提携協力し、東亜自活の策を確立することが、最も急務なることを確信して疑わないものである。而して荏苒として此の好機を逸したならば、将来欧洲列強が戦争の瘡痕を回復した時は、必ずや大挙して東方に殺到して来る日があるであらう。事ここに至れば再び頹勢挽回の機会のないことは明かである。斯くの如き結果を将来するからには、此の際奮闘努力、東亜の自活を図るのは日本にとりても、国家生存の大眼目であると同様、支那に於ては特に考えねばならぬ時ではなからうか。蓋し東亜の自強は日支両国の共同責任であって、此の目的を貫徹する為には、必ず両国が協同一致しなければならないのである。近時日本は朝野を挙げて極力日支親善を提唱し、從來の猜疑を一掃して、双方誠意ある提携を望んでいるのも亦、如上の見地よりせる結果に外ならないのである。貴国人中或は日本の野心を疑い、提携を躊躇する者も間々あるようだが、一度眼光を世界の大勢に放ち、日本と支那の共同提携は、実に東亜救亡の唯一の政策である事に思い到らば枳然として、疑念を氷解するであらう」

張勳「東亜救亡の政策は全く同感である」

(田中義一傳記上、653-656 頁)

東南アジアが欧米列強によって侵略され、領土分割、さらに植民地に編入されてきたが、第一次世界大戦はこうした欧米列強の侵略性を希薄化させている。この機会について田中義一は、東亜自活の好機として捕える。その上で田中義一は東亜自活、さらに東亜の自強を「日支両国の共同責任」として深め、「東亜救亡の政策」を両国の国策として進めるために、日支の富国強兵を確立することを総力戦構想として推進し、日支親善の^{いしずえ}礎にすることを提案する。この「東亜救亡の政策」に応えるべく張勳は「誠に然り然り」と応答する。この張勳の賛意を受け、田中義一は袁世凱の支那皇帝への清朝復辟運動による支那の分裂と内紛とを回避すべきであると主張し、次の交渉相手である副總統江蘇督軍馮国璋代理に会うべく南京に向かう。田中義一は日支親善と日支相互の富国強兵策、さらに共和政治体制の発展に力を注ぐことを次のように馮国璋に提案する。

「次長「閣下は副總統である。故に此の際大總統を助けて、時局收拾の任に当るべきであるのに、かえって傍觀してられるようであるが、このため世上甚だしき徒は、閣下がとかく其の態度を曖昧にし、昨是今非反覆常なしと論ずるものさえある」

馮国璋「然り然り」と連呼し苦笑す。

次長「もとより取るに足らざるものの言であらうが、閣下今日の態度が続けているのを世間は許さないであらう。よろしく一定不易の方針のもとに、国家の結合を図ってもらいたい」

馮国璋「その実行方法如何」

次長「閣下は黎大總統、段國務總理、徐世昌、張勳、王士珍、岑春煊、孫逸仙等の各重要人物を招致し、正に誠意を披瀝し将来の国運を協議して先ず国家の結合を図り、施政の方針を定めて強固なる内閣を組織するのを第一とされなければならない。是を行うに當って統一を破り、乱を謀るものがあれば、これこそ国家の公敵である故に、容赦なく之を処分されなければならない」

馮国璋「次長の熱烈なる忠言に對し、其の卓見に佩服すると同時に深く此の好意を謝し、今後貴見に従い、之が実行を試みるつもりである。次に次長は欧洲戦争の終結と勝敗を如何に考えてられる

か」

次長「この儘推移すれば本年末頃、双方共疲労の結果、休戦と判断するのが至当であろう。この結果相手を徹底的に撃破しての勝敗という処までにはいかないであろう」

馮国璋「余も同感である。次長は全く真実を語ってくれる人である」

（前掲書、658-659 頁）

他方、田中義一は上海に向かい、孫文、盧永祥と会談し、さらに漢口で漢陽製鉄所、大冶鉄山を見学する。この鉄鋼関係の見学は次の3(2)「日支製鉄事業の共同経営に就て」の見解に帰結する。しかし、田中義一が張勳による清朝復辟運動への反対を強めるにも拘らず、張勳は清朝復辟運動を推進しようとする。このため田中義一は共和政治体制に基づく「東亜救済の政策」と衝突することになって再び欧米列強の介入口実になることを恐れ、馮国璋に警告文を次のように提出する。尚、多賀宗之助中佐は馮国璋顧問として派遣されており、田中義一と馮国璋との間を仲介する役割を果たしている。

「多賀（六月十八日）貴電馮に伝えるために、自国にて処置し得ざるときには外国より干渉を受くるも已むを得ざる事となるべしといえども、目下自国にて処置し得らるる場合に干渉される要なし。貴国の主義は此点に於て最も穏当なりと思ふ。今や南方諸省が不穏なるは事実なり。又督軍が内閣組織に干渉しつつあるも事実なり。但し予は閣下の意見の如く実施しつつありて、今日に於て南方は雲南の態度不明なる外は皆予の意見に同意し、広東の陸榮廷も予と協議纏まり意見一致を見たり。督軍団に対しては内閣組織に干渉せざらんことを勧告しつつあり。此事は尚お極力実行せしむべく撤兵は已に開始せられつつあり。但し張勳の兵は撤退せず。内閣は速に組織せしむべく尽力中なり。二日後には何等かの決定を見るを得べし。

と更に総理に付き語って曰く、

総理は王と李の二人の内なり。李は反対なるが故に王が総理となれば総ての事は速かに纏るも、王は此れ迄諸方面に対し総理たるを拒絶したる關係上今日に於ても承諾せず。強いて之を総理たらしむるには各督軍等連名にて勧告するの法あるのみ。已むなくば李に由て内閣を組織するまでなり。時局は決して収拾困難に陥ることなし。是れ偽らざる事実なり。

と確信的語氣にて語れり。

田中次長（奉天 六月二十二日）左の意味を馮国璋に伝えられたし。

貴電の如く各督軍が独立を取消し、撤兵を実施するに至れるは、閣下の勢力の効果が此に現われたるものにして貴国のため慶賀に堪えず。此の上は南京に於て小生に約束せられし通り、黎大總統を輔けて閣下始め北方及び南方首脳部は北京に会合し、将来の方針を策定すること急務にして、今や閣下は此点に努力せらるるの時機に到来したるものと思う。閣下の御意見如何。尚お張勳は不日兵を撤し徐州に帰還すること確実なる旨、小生迄申し来れるに付申添う。」

（前掲書、674-675 頁）

3(1) 田中義一の「対支経営私見」

支那視察と日支親善外交の推進は田中義一に日支両国の富国強兵策によって欧米列強の侵略から自衛することを両国の国益として掲げる「対支経営私見」を次のように纏めていることから、その全文を資料として次に引用する。

対支経営私見

- 一 総説
- 二 教育機関の施設
- 三 医事機関の施設
- 四 日支社交関及び新聞雑誌の経営

- 五 絹綿紡織工業の経営
- 六 航運業の拡張及び統一
- 七 結語

〔附〕日支製鉄事業の共同経営に就て

一 総 説

近時日支両国朝野の間、盛に現実的親善の提唱せらるるを見るに至りしは、吾人の衷心愉快に堪えざる所なり。殊に我政府が専ら意を、両国経済的提携に注ぎつつあるは、真に支那朝野の意嚮に投ぜる機宜の策案たるを失わず。然りと雖も、日支親善の声が久しく両国人士間に伝唱せられつつ、其実績の未だ遽に認め難きものあると同じく、今日の経済的提携が、現在も兎も角、今後時勢の変転に際し之と共に推移して、其成果を収むるに至るの容易ならざるは夙に吾人の憂うる所なり。

支那は辛亥革命以来茲に五年、国内の紛擾争乱は著しく支那国民を覚醒せしめ、国民的素質を練成するに効果ありしと雖も、国内行政上の施設に至りては反って之に由て夥しく廢頽に帰せり。看よ政府の財政は久しく既に停滞して未だ疎通せず、軍隊は随所激増して尚お整理するの途なく、又各省教育機関は永えに閉鎖して遂に開始の日を見ざるにあらずや。

今や支那国内行政組織の統一刷新、諸般設備の復旧改善を緊急事と為す者、独り政府当局のみに止らず。朝野識者の苟も念を救国済民に致すもの比々皆然らざるはなし。然り而して之か救済改善の途たる、一に国家財政の調理と経済的の発達に頼るに非ざれば、遂に何事をも成し能わざること、亦人々の均しく認むる所にして、我政府の経済的親善政策を以て、最も機宜に適したりと為す所以のもの、実に之が為なり。況んや欧洲大戰愈々酣にして、米國も又此渦中に投ずるに至り、現下支那の財政経済的救済が、主として我帝國に倚頼するの外なきは、支那朝野の均しく自覚せる所なるに於てをや。而も袁世凱没落して既に一周年を超え、我政府の更迭ありて又既に一歳に垂んとす。此間両国朝野の尽力、尋常一様ならざるものあるに係らず、日本が今日に贏ち得たる所、果して幾何ぞ。屢々障礙に逢著しつつ、漸く遂行せられたる特派使節は、徒らに形式的儀礼に了り仍て以て何等両国提携の実行に効果あらざりしが如く、又久しく我政府の斡旋せる大借款も荏苒今に至りて尚お成立を見るに至らず。別に両国策士の手に依りて救済の議漸く成立せんとし、交通銀行は議会の異義に由り終に支那國家の財政経済を安排すべき実権を喪失するに至れり。其他支那の南北を通し、両国実業家或は官憲の間に、地方的財政又は公共的経済に、多少の成果ありしものなしとせざるも、是等は單に各地方各事業の情況上、万已むなきに非ざれば、寧ろ僥倖的に僅に其功を成したるに過ぎずして、久しく彼我朝野の唱道する両国経済的提携なるものが、既に半歳有余の時日を費してから、爾かく大規模に而も誠実に、其緒に就きつつあるものと信じ能わざるは、吾人の大に遺憾とする所にして、深く其因由を探究せざるべからざるなり。

如上の見地の下に、今回の支那旅行に於て、各地に支那文武大官を歴訪し軍事的方面より各種の事情を諜知せし傍ら、商務總會其他実業方面の有力者と会談し、彼等の率直にして修飾なき日本人觀を聴くに努めたるか、該談話を綜合し、其要点を摘記せば概ね左の如し。

- 一 日本人の支那に於ける実業経営は只管欧米人と競争して、支那の利権を獲得するをのみ事とし、毫も支那人を幫助扶掖して、列国の羈絆より逸脱し、支那人自らをして実業上の發展を図らしむるの誠意なし。
- 二 日本人の支那に於ける事業の経営及び商売の取引を觀るに、毫も支那人自らの利益を考慮することなく総て壟斷的態度に出ず、利益は宜しく日支人共通ならざるべからず、然るに日本人の計画は、表面支那人にも利益を与うるが如きも、裏面に於ては種々危険なる計画伴いありて、支那人の利益を根本より奪取し、肉を削り骨を舐めざれば已まざらんとす。

三 日本人は支那人を劣等視し、強圧手段を以て唯一の商策と為す。故に支那人は日本人に対し常に恐怖の念に駆られ、警戒の手を弛むるの日なし。此の如くして何ぞ真の経済的提携を期し得べきや。

四 日本人の支那に於ける各種事業の経営は、日本人汎用主義に則り支那人を排斥し、下級者までも悉く日本人を充当せんとするは、英米等列国人の態度に比し、更に一層陰險酷烈を極む。

五 上述の如く日本人との共同は、常に其背後に危険の伴うあり。又英国人の遣り口は徒に支那人を圧迫強要するの嫌いあり。右両国人の短処を洞察し、之を除去して巧みに支那人を操縦しつつあるものは、実に米国人にして是れ米国人の支那経済界に活躍し、長足なる進歩を為しつつある所以なり。日本人は欧米人に比し、最も親み易き関係に在り、且欧米人に利権を提供することの日支経済的提携に窒礙あることも、万々承知しあれば、吾人は欧米人よりも、寧ろ日本人を歓迎す。此際日本人は宜しく大局に著目し、支那人を誘導扶掖して、支那の利権を欧米人に壟断せしむるなからんことを切望す。

六 目下支那実業界は、金融機関の不足に依り、発展の途を阻まれつつあり。故に日本が支那に金融機関を拡張し、支那人に投資融通し其实業発展を促すことは支那人の最も希望する所なり。現在の正金、台湾其他の諸銀行は未だ此目的に対し、支那人の希望を盈すに足らず。

七 在支日本人の数は、決して鮮少なからざるも、真に吾人と朝夕接触して意思を疎通し、実業上の計画其他に就き事情を尽くして、商量せんとするもの極めて稀なり。偶々観光団の渡支なきにあらざるも彼等は訪問或は宴会の際、単に一片の表面的辞令を交換するのみ。之を以て意思の融和を期するは、望洋の感なくんばあらず。

八 支那には商務總會の如き実業上の機関、各地に存在するを以て、日本実業家は之と連絡し、之を利用するを得策とするも、多くは之を閑却し、直接個人談判を開始するを以て、或は錯誤を來し、或は商機を失するの例頻々たり。更に吾人の希望する所は、日本に於ても実業上の統一機関を整備し、支那の該機関と熟議するに資せられんことを。

九 日本奸商が支那の奥地に進入し、日本法権の袖に隠れ、支那人に対し欺瞞詐偽の商売を営む者尠からず。是等は事小なりと雖、対日悪感の因を為すや大なり。

惟うに右は、現代支那一般の実業家が抱懷せる思潮の偽らざる告白ならん、又以て如何に日本人に対する不信用、猜疑、悪感等の堆積せるかを窺うに足る可し、其経済的親善提携の容易に実現し難き、又宜ならずとせんや、故に両国真実の親善と、誠意の提携を大成せんと欲せば、先ず両国々民相互に精神的親睦を求め、形而上の結合を全からしむること最も緊要なり。実に両国上下を通じ、此根底的素因なくして、徒に形式的の和衷形而下の協同を遂げんとするが如き、豈水中油を投じて徒らに之を攪拌するに異ならんや。

於是乎、予は須らく両国民精神的の親善を求め、形而上の提携を遂ぐるの必要を認め、先ず之を妨げ之を害するの原因を考究して、速に是等の障碍を芟除するに努め、更に将来両国民をして、永遠に融和疎通せしむるの手段を講ずるの緊要なるを覚ゆ。

由来日支両国民感情疎隔の原因に至りては、従来両国政府の政策が相互融和を欠き、延いて外交問題の紛糾に伴う敵愾心の発露等に、出ずるもの尠からざるべしと雖も、更に仔細に之を観察すれば、両国民相互の言動、感情等些々たる行違ひの累積沈滞が、遂に今日の形勢を馴致するに、一層痛切なる影響ありしことを思わすんばあらず。要するに両国民の精神的和衷の根本障碍と認むべきものは、前者に非ずして寧ろ後者に在り。結局両国民相互の間に於ける、国民的反省の欠如せるに帰著するものなるを以て独り支那国民に限らず、我國民も又自ら大に戒心覚醒を要するものあるべし。蓋し我同胞の多数は、挙って支那人の尊大自負を嘲罵すと雖も、支那は事実数千年来の古き文化を有し、我邦の文物は彼に負う所のもの大なり。支那人が自ら認めて兄位に居り、日本人を目して昆弟と為す、又所因なくんばあらず。然れども支那人の大部否殆ど全部は、今や自ら目して驚愚の伯兄となし、却て

其俊秀の仲弟に師事するを辞せざらんとす。若し仲弟にして好んで伯兄の身家を覆し、其家名を傷けて快とするか如き悪魔なきを覚らば、必ずや進んで其扶助誘掖を冀うに至るべし。而も既往十数年の歴史を回顧するに、其仲弟の言動や余りに恐るべく、余りに忌むべきもの多く、為に今尚お胸襟を抜きて、其膝下に屈し、其指導扶掖を請うを屑しとせず。否之を取てするの不安を慮りつつあるなり。此言固より支那人の口舌を藉りたるものに過ぎず。我同胞の地位よりせば、謙譲自ら下りて其下風に処するの要なきは勿論、邦人が常に支那人の自ら覚醒せざるを以て、世界の大勢と自己の地位とを忘却せりと為すもの、固より其理なきにあらずと雖も、予は更に我同胞自ら世界に於ける自己の地位、就中日支の關係は、勢力問題にあらず、實に生存問題なることに鑒み、且支那の人衆地大、而も其資源の豊富なることに顧み、彼が国民的価値に対し、適応の尊敬と緊密の和親とを謀るの必要なる所以を肝銘すると同時に、実業經濟の提携に當りては、其利益を共通にし、我五分を得れば彼にも又五分を与うる如くし、国民挙って恰も赤子の手を捻るが如き利益の壟斷、強奪を戒飭忌避せざるべからず。

是に於て予は更に進んで特に我同胞に警告し其反省を促かさざるべからざるものあり。他なし現時我有力なる実業家は各自に人を支那に派遣し、利権の調査獲得に努めつつあり。而して此等派遣員は有利なる事業を発見し之が經營の爲、支那側と交渉するに當りては、自己の功名心より我か利益のみを図り、極めて彼に不利なる条件を提議し、強制的に我意を通過せしめて得々たるもの尠からず。是等は出先者としては、其立場上恕すべき点なしとせざるも、其本社に在る者は、須く大局を達観し、其出先派遣員に対し、必須の注意を喚起して、此の如き利益の壟斷を戒めざるべからず。又小資本を以て支那に入込み、各種の事業を經營しある邦人尠からざるか、彼等は元來資本少額にして、所謂海外出稼人と扱ふ所なければ、到底日支の大局に考慮を廻すの遑なく、常に一攫千金を夢み、射利の爲には、其手段を択ばざるを以て、支那人をして是等邦人を危険視せしめ、延て一般邦人との実業提携に恐怖の念を懷かしむる上に於て尠からざる悪影響を及ぼしつつあり。然り而して此の如き小資本家は、實に我在支実業家の主力にして、且朝夕支那人に接触しつつあるを以て、是等人士の覚醒は、緊要中の緊要事なるも、其實行極めて困難なる問題なれば、一に各界各方面人士の努力に俟たざるべからず。尚お彼等小資本家は深く奥地に進入して細利を涉猟し、動もすれば圧迫的手段に訴え、利益を強奪せんとするものありて支那人の反感を昂上せしめつつあり。更に甚だしきは、我奸商の阿片密売、就中嗎啡注射モルヒネにして、売薬商と称し辺陬の地に進入し、公然嗎啡を販売して巨利を博し、或は医師と称して嗎啡モルヒネを注射し、人命を失わしむるに至ること尠からず。是等は國際上より云うも、人道上より觀るも、決して看過すること能わざるものにして、政府は何等かの方法を設けて嚴重に取締るにあらざれば、真に經濟的共同發展の如きは、得て期待し能わざるべし。更に我実業家相互間に於て、特に注意を要するは、競争の結果互に他を排擠し、他の行動を妨害する結果、常に利権の獲得、事業の經營に障礙を及ぼしつつあることにして、識者の等しく憂慮する問題なるも今尚お依然として兄弟牆に鬩き、遂に虻蜂取らずに終り、徒らに欧米人をして漁夫の利を得せしめし実例尠からず。最近支那人又克く此間の消息を窺知し、殊更に離間策を講ずる者あるに留意せざるべからず。若し今に於て和衷共同、此病根を一掃するにあらざれば、支那の大資源上に、我經濟的發展の基礎を確立すること能わざるべし。湖南水口山問題の如きは實に其適例にして、我資本家の陋劣なる競争の爲に、自ら破壊するに至りしものなり。尚お最後に大資本家に向って希望せざるを得ざるは、大資本家は宜しく大利権に著目し小資本家の活動範圍を侵略せざるに在り。蓋し支那に向って經濟的大發展の途は、大資本家の積極的動作に倚賴せざるへからざるは勿論なるも、支那在留多数小資本家の活動又輕視する能わず。然るに支那に於ける我実業家の活動現状を觀るに、小資本家の營業は直に大資本家の壓迫侵略を受け、其經營維持に困難を來し、大資本家に対する悪感愈々増進しつつあるは、旅行間各地に於て屢々耳にせし所なり。此の如きは大資本家の大に考慮を要する所にして大資本家たるもの宜しく小資本家の活動範圍を侵略して細利を物色するを止め、大度量を以て小資本家を指導し、之を利用するの

途を講じ、兩様相俟て対支経済的大発展を期せざるべからず。

以上は日支両国民提携の障碍たるべき二、三の例証を掲げて、我同胞に警告し、其自覚自制を促がさんとするものなるが、予は更に之が最緊最要の手段として、教育機関、医事機関、企業機関並新聞雑誌乃至支那各地航運業等の現状を略述し、之か施設経営に就て概説する所あらんとす。日支製鉄事業の共同経営に至りては其重要なるものあるを思い、別に冊を改め記述することと為せり。

二 教育機関の施設

外国人が支那の国民教育に著目せしは、千八百三十四年英国宣教師に於て組織せられたる Society for the diffusion of useful knowledge を以て嚆矢とし、実に今より八十余年前に当れり。爾来米、仏、独等皆逐年其宗教的団体を増加し、千九百十五年末の統計に依れば、現に是等宗教団体に於て経営する学校の種類教員生徒の員数等実に左の如し。

学校の種類	学校数	教員数	生徒数
幼稚園	87	—	2,930
初等小学校	4,748	5,047	109,844
高等小学校	464	1,236	16,682
中学校、女学校	216	—	12,276
大学校、専門学校	24	—	1,084
師範学校	120	—	3,044
実業学校	24	—	939
日曜学校	3,025	7,375	165,282
医学学校	23	—	305
看護婦講習所	33	—	272
各派合同の各種学校	69	—	3,176
神学校	29	—	659
合計	8,862	—	316,492

右の外、宗教的機関に属せざる諸外人経営の大学、専門学校等亦尠からず。就中独国の山東に那ける各種学校、及び上海医工学堂の如きは、純然政略的目的の為に経営せられ、其規模の堅確なる、其抱負の雄大なる、驚ろくに堪えるものあり。而して是等諸外国経営の各種学校が、最近十年以来俄に盛況に赴き、千九百年以降毎年各地に新設せらるるもの、概ね十校を越ゆるの一事は大に邦人の注意を要す。

翻て我帝国が経営の現状を見るに、近年関東都督府及び南満洲鉄道株式会社が経営せる旅順工科学堂、南満洲医学堂、上海同文書院及び最近青島守備軍に於て独人の遺物を踏襲して既に経営し、或は新に経営せんとする極く少数のものを除きては、僅に福建に於ける小規模の小学校等一、二を数うる外、宗教的団体の経営に属するものは勿論、帝国官民の設立経営せる支那人教育機関は絶無にして、以上各学校の如き多くは単に日本学生を教養するの外、毫も意を支那学生収容の途に努むることなく、帝国が対支那経済上最も重要且緊切の関係を有する楊子江流域一帯に於て、支那人に日本語を教うる一の寺子屋さえ発見し得ざるは、真に慨嘆すべきことにあらずや。之を要するに、支那教化上に於ける列国の施設が、逐年異常なる発達を遂けつつあるに反し、無力なる帝国の教育機関は最近六、七年何等発展の跡を見ず。十年前支那各地には多数日本教員の傭聘せらるるあり、剩え中等程度の文武学堂には概ね皆日本語の教課を有し、加うるに支那学生の日本に留学するもの一時熾盛を極め、今日支那各地官民中日本語を解し、日本趣味の伝播せられたるもの比較的多きは、皆此等全盛時代の遺物に過ぎず。爾後多年各地の学堂に傭聘せられたる多数の日本教員は逐次解傭せられ、今や満洲を除

きて支那各省に残留する者僅に総計十数名を出でざるに至り、又各地学校に於ける日本語の教課は、既に全く廃止せられ、之を在上海十有余の中学程度公私立学校に見るも、概ね英、仏、独語の課程を有するにも拘わらず、遂に一の日本語を課せるものあるを見ず。斯の如くして我日本内地に留学する支那学生の数も亦比年通減し、今や新進気鋭の支那青年は、挙って欧米に遊ばんとするの傾向漸次顕著となるに至れり。若し此情況を以て推移せば、恐らく今後十年ならざるに、支那青年の思想は著しく欧米化して、各地又日本語を語りて我国情を解するもの其跡を絶つに至らん。是れ豈憂慮すべきことならずや。若し夫れ将来に於ける東亜の大局に想到せば、帝国は少くも支那南北に各一個の大学と、各重要商埠地に各一個の専門学校及び中学程度の予備学校とを必要とす。是れ蓋し直に経営著手せらるべき、最小限度の要求なり。而して此各地に於ける専門学校は、各其地方の状態に応じて医、工、農、商等其一、二を選ぶべく、之に工業若くは農事試験場等を附属するを得ば、其効果更に一層顕著にして兼て支那に於ける是等各般の実験的調査機関たらしむることを得べく、真に一举兩得を期する所以なり。

支那に我文化の輸入を計るは、如何なる方面より觀るも、刻下急務中の急務にして、仍て以て兩國の經濟的連鎖を確實にし、兩国民思想上の融和親密を謀り得べきは勿論、又以て吾が多年の宿論たる日支提携主義の根帯を支那青年の腦裏に涵養し、東亜百年の大計を確立するの階梯たらしむることを得べし。是れ實に予が『対支経営私見』を草するに当り、劈頭先ず支那教育機關の施設に就き舒説する所以なり。

三 医事機關の施設

支那に於ける外国人の伝道事業は、其發端極めて遠く紀元六百三十六年（唐の太宗時代）頃、既に数個の教会、僧院を有し、其信徒は十省に拡張しありしが、爾來逐次進展して、今や宣教師は五千六百人に達し、教会は六百を算するに至り、縦令僻遠の地と雖も、稍々重要都市には必ず若干名の宣教師を見るの盛況を呈しつつあり。而して宣教師の活動は、啻に純粹なる宗教として人心を収攬するに努むるのみならず、政治、經濟、殖産、興業等百般の事業に対する利権獲得の先驅を為しつつあり。就中社会的、公共的事業として、最も好結果を収めつつあるは、治病設備なり。由來支那には洋式医師極めて尠なく、草根木皮の漢法医を以て充たされ、衛生学は一般に了解せられず。政府当局すら一般健康状態に関し、何等顧る所なかりしを以て、伝道医師の活動すべき余地極めて廣大にして、而も自己の愛護を是れ事とする支那人の所謂利己心は、早くより西医の価値を認め之が治療を受くるを悦べり。

彼等宣教師は、能く此間の消息を解し、巧に各級人士に接触して、肉体及び精神上の健康を与え、民衆の畏敬信服を得つつあり。現在伝道医師の支那に活動するもの四百四、五十名を算し、其病院数は施療所を合して二百七、八十個、外人職員四百三、四十名、看護婦百余名を有し、患者は外来患者を合し一年二百三、四十万に達するの盛況を呈しつつあり。就中吾人の最も刮目に値するは、米国「ロックフェラー」医術研究所の、支那に於ける活動にして、曩に、多額の資金を投じて支那に最新式の模範的病院及び医学校を設立し、支那の医術を開発せんと企図し、一昨四年九月之が実行の爲該研究所支那医務会々員数名を支那に送り、其医術状態を研究せしめ、其際更に米貨十八万弗を投じて北京に百五十名の患者を收容し得べき模範的病院を建設し、患者の治療と同時に、支那医師及び看護婦の養成所を設置すべく計画し、目下著々工事を進めつつあり。尚支那に於ける「ロックフェラー」衛生局は、一昨年倫敦「ミッション」教会の所有たる在北京協和学堂を買収し、且元漢口米国総領事「グリーン」氏を顧問に招聘し、其他該衛生局は医学校の用途に一万六千弗を寄附し、尚お支那各地の「ミッション」医院に相当の寄附金を準備せる等、兎に角米国人が支那に於て博愛的事業の名目の下に、支那人心の収攬に多大の努力を費しつつあるは、取て以て範と爲すに足るものあり。

翻って我国の支那に於ける医事機關の現状を觀るに、滿洲を除き僅に北京に同仁会の同仁病院あ

り。天津に共立医院及び目下建設中の東亜医院あるに過ぎず。其他駐支軍隊の医官及び公使館附属医官が、公務の余暇を以て地方民の治療に従う以外は、悉く個人営利の開業にして、欧米の如く国際的事業として組織的に設けられたる機関一も存在せず。是に於てか各々技術を練磨して設備に注意し、其業務に精励するに拘らず、個人独力の経営なれば設備の不完全材料の不足を免れず。斯くして事大思想の支那官民は、技術劣れども設備完き欧米の機関に倚るに至る、又已む得ざる所なり。

治病機関の支那に至重至要にして、且彼我の精神的結合の最良手段たるや呶々を要せざるも、支那人一般の意嚮を視るに、草根木皮は既に治病の料にあらざるを自覚し、苟も身分あり財産あるものは悉く完全なる設備と経験ある専門医師の治療に俟たんとするに至りたり。然るに支那に於ける医術の発達は、今尚お極めて幼稚にして、海外に留学し、斬新の医術を修めたるもの、或は自国に在て内外人の経営する医学校を卒業せるもの等、其数に於ては必ずしも僅少なからざるも、元来科学的知能に乏しく、一般的知識を欠くと共に、其技術の疑わしき点に於て、将た又其設備の不備なる点に於て、未だ自国民衆の信頼を繋ぐに足らざるを以て、自然外国医師の技能に依頼せざるを得ざるなり。然り而して支那に於ける列強の治病機関は、既に上述の如く、日本の其れに比して、遙に向上発達しありと雖も、未だ以て全支那人の希望の一部だも、満足せしめ能わざるの状態に在るを以て、日本は此際日本人の長所たる医術に依りて彼に接し、彼と結ぶは、最も機宜の処置たるを失わざるなり。

欧米各国は、支那国内にて布教の自由あるを奇貨とし、此機関を利用して政治、経済、軍事其他万般の調査を為しつつあると同様に、日本に於ても右医事機関を重要都市は勿論、辺疆奥地に迄設置し、此等医院を一の系統に収め、統一機関と為し、之を利用して支那内地の真相を精査せしむること究めて緊要なり。

之が為支那枢要の地に、邦人経営の医院を設け、学識技能優秀にして、志操堅確、国家的觀念に厚き者を医員に選定し、而して右医院は悉く之を一系統の下に、本院の管下に分院を、分院の管下に診療所を設け、此等各院各所の統一連絡を期すべきなり。此種機関が支那全省に配置せらるるに至らば、之を利用して支那各般の事情を察知するに便なるのみならず、必要に応じて各専門の調査員を一時医院職員に編入し、永く其地に滞留して所要の調査を完了せしむべきなり。若し夫れ經費問題に至つては、別に述ぶる所あらんも、本事業の如きは、爾他事業と異り、初度設立費竝に創立当初に於ける若干の補助費を予算せば、爾後は其所得を以て、支出を償うて余りあるに至るべし。之を要するに、本事業の如きは、所謂我の長を以て彼の短を補うものにして、将来最も有望にして且つ極めて緊要なる国家事業の一たるを、何人も否定する能わざる所なり。殊に支那の如き国民個体が個々に分立し、容易に結合せざる国家に対して、親善提携の実を挙げんとせば、彼我國民個体の精神的和合を求むること肝要にして、之が為治病機関設置の如きは、最も有効手段なりと云うも過当ならずと信ず。

四 日支社交機関及び新聞雑誌の経営

既に日支両国の親善を唱道す。両国民社交の自然的緊要なるは、敢て言を俟たざるなり。況んや近來世界列国は、嘗々として東洋に於ける自己の権利利益の獲得と拡張とに努め、之が為勉めて日支両国を離間し、両国民の接近を妨礙せんとするの傾向あり。於是乎、益々両国相互の連繋を維持すべき、強固且つ緊密なる社交機関の必要欠くべからざるものあるに至り識者の之を主張するもの既に久しきに拘わらず、遂に未だ之が実現を見る能わざるは、頗る遺憾とする所なり。

我東亜同文会の如きも、多年我朝野の名士に依り経営指導せられつつあるに拘らず、其實質單に支那事情の研究と日本学生養成の外に出でず。実質の名称に伴わざること夥しく、又近く東京に日支協会設立の企図ありしやに聞しも爾後の消息に接する能わざるは遺憾なり。北京は支那の首府として、自然政治の中心地たり。今や此地に居住する邦人既に一千を超え殊に国士、学者等其数乏しからずして、曩に日支協会設立の議ありしも、未だ其緒に就かずして止み、目下僅に邦人組織の対支那人社交機関として一大和俱樂部を有し、僅々十数名の支那人名譽會員を包容するに過ぎず。又上海は其商業

的地位としては勿論、政治的見地に於ても、中南支唯一の要地として、居留邦人の数実に一万四千を算せんとする盛況に在るにも拘らず、未だ一も這箇社交機関の設立せらるるものなきは、更に一驚に値いするものと謂わざるべからず。此他支那各地多少小規模の社交機関なきに非らずと雖も、孰れも局地に於ける一部邦人人士の一小倶楽部に過ぎずして固より其事業の見るべき、効果の称すべきもの之れあらざるなり。

翻て欧米諸国の施設如何を察するに、英、米、独国各其本国首都若しくは重要関係地に、支那協會の設立せらるるありて、各々巨額の資金を投じて、支那研究の事に尽力しつつあるは、已に世人の周知する所なり。支那内地に於ける社交機関としては、今日尚お居留人員の多からざるが為に、未だ充分の発達を見るに至らずと雖も、尚お且各地に於ける宗教伝道機関は其附属学校、病院等と相俟て、中流以下の支那人間に多少の社交的連鎖を有す。其他前年北京に建設せられたる独華倶楽部の如き、主として独国公使館員の指導に依り、政略的目的の為に、活動する所あり。近者北京官界殊に、陸軍部内に、独逸崇拜者の漸く多きを加うるに至りしは、思うに此倶楽部の貢献に俟つもの尠からざるべし。上海に在りても、英、米人各小規模ながら、一部支那人との間に、研究的集団の設けありて、単に一片の社交的交歓に止まらず、具体的問題乃至実利的關係に就き、相互の接近融和と意見の交換とを行いて、相当に実績を挙げつつあるが如し。然るに支那に最も重大なる利害關係を有し、居留人数又最も多き邦人間に、反て這般施設の欠如せるは、識者の大に考慮すべきことなり。況んや歐洲戰勃發以来、支那に於ける我勢力の卓越なる進境は、著々事実上に於て証現せられ、支那人中に在りても、志ある者は真面目に、日本人との結合提携を希望するもの漸く多からんとし、今や実に一般支那人の対日謬見を、一掃し得べき絶好機会に遭逢せるに於てをや。

新聞雑誌の経営が、上記社交機関と共に、両国民の意思疎通に資すること大なるは、夙に一般の認むる所なり。方今支那各地に於ける邦人の機関新聞、雑誌等其数尠からずと雖も、多くは各地居留邦人相互の機関たる邦字紙にして、支那人読者の為特に経営せらるるものは、寥々五指を屈するに足らず。就中奉天の盛京時報、北京の順天時報の両漢字新聞は其尤なるものにして、経営者が多年刻苦精勵の勞は遂に今日北支那及び滿洲に於ける支那言論界の一勢力として報いらるに至れり。此の外近く『青島新報』が漢字版を發刊し、又従来上海に於て發行せられたる『東亞日報』、『華報』の両漢字新聞か、我官民の援助を得近く併合して一大漢字新聞『亞洲日報』を創刊せんとするあり。福建には久しき以前より『閩報』なる漢字新聞ありて辛うじて余命を今日迄持続せる等、中には広東にて経営せられし邦人の『小漢字新聞』が遺憾ながら間もなく廃刊の悲運に遭いし如きものあれども、概して是等経営者の不眠不休の勞や、実に多とすべきものあるを深く思うべきなり。要するに支那に於ける我新聞事業は、逐年確に進展しつつ在りと雖も、現在我漢字紙の如きは、官憲の幫助下に在るものにして、為に御用紙としての色彩余りに露骨なると、殊に或は之が監督の嚴酷に失し、其経営の時宜に適せざる等、未だ以て真面目なる支那人の読者を吸収するに至らざる憾みあり（『順天時報』が第三次革命に際し正義公道主義に則り健筆を揮いて一時大に支那人の人氣を買い得たるが如きは真に例外なり）。今後尚お大に革新の余地を存するに似たり。将来経営せらるべき漢字新聞は政府の政策を妨害せざるは勿論なるも、努めて新聞の權威を保持し政府御用紙たる色彩を明瞭ならしめざることに注意し、單に邦人の利益のみを代表するの僻見に陥らず、真に公平なる立場を秉持し、両国民共通の聲として、所謂東亞百年の大計上に巍立し、全然上記社交機関の設立と其信念を同じうするを要す。

而して這般言論機関に関する要求は、單り新聞業に止まらず、週刊又は月刊の雑誌に依りて、更に両国間の諸關係問題を一層具体的若くは論理的に研究解釈し、両国經濟的提携の促進に資すること、甚だ緊要なるものあるに至れるも、惜むらくは邦人の漢字雑誌経営、未だ全く其緒に就かざるを。是れ又有志の努力を希望せざるを得ざるものたり。

最後に欧米人の経営状態を略説せば、此等外字新聞の多くは、既に古くより各地に於て發刊せられ、各々自国語を使用し、各国民各個の利益と便宜とに供すと雖も就中其主なるものは、英、米両国

人の経営せる英字新聞にして、英字を解する多くの支那人読者を有し、将又通信機関の完備せる点に於て、遙に我邦新聞を凌駕するものあり。欧米人自ら漢字新聞を経営する者あるを聞かずと雖も、巨資を投じて其経営一切を支那人に委するもの、又尠からざる資金の幫助を支那新聞に与うるもの、英、米、独皆其例あり。是等の方法は邦人が自ら不完全なる漢字新聞を経営するものに比し、資金の点に於ても、内容の点に於ても、確に数層の実効を収めつつありて、殊に注意すべきは其資金の幫助が、屢隱密の間に行われ、而も是等の幫助に対する報酬として、直接且つ露骨に其新聞の内容に、嚴格なる干渉を行わざることに在り。斯くの如く外人の大度量が却て予想以上の効果を齎しつつあるが如き、吾人の宜しく取て以て範とするに足らんか。勿論支那新聞の経営難と支那新聞従業者の悖徳行為多き等、必ずしも前記の方法を以て最良のものと為し難きものあるに似たりと雖も、尚お且つ一般支那人の猜疑の慣性は、未だ遽に外国人の口舌を以て、之を納得せしめ得べきに非ず。比較的事理を解し、公平を尊ぶ支那人自身の言論に頼るの、最も穩健賢明なる手段たるは何人も之を否定せざるべく、今日支那に於て新聞を経営する者の要訣とすべき所なり。

五 絹、綿紡織工業の経営

本邦に於ける輸出品工業は絹、綿紡織を以て其主要と為す。帝国の紡績技術は近年著しく発達して世界紡績国の班に加わり、綿機業者又頗に進歩し、今や単り国内の需用を充たすに止らず海外輸出品の第二位を占め、総輸出額の六分の一強を領するの盛況に達せり。然るに其原料たるべき棉花の栽培は、我農業知識の普及と地方の向上に伴い、反って衰頹の傾向を呈し、全国の棉花総産額は僅に消費額の二十分の一に過ぎざるの状態にて、其大部は支那、印度及び米国より供給を仰ぎつつあり。従て帝国に於ける棉花は輸入品の主位を占め、昨年度の如きは輸入総額の約四分の一に達せり。

支那は綿産国にして又綿衣国たり、而して其棉花産額は到底米国の盛況に比すべくも非ざるも、尚お一年九億万斤を算し、直隸、山東、江蘇、浙江、河南、陝西、湖北、四川等の諸省其主要産地にして、就中江蘇省を最と為し、尚お将来産額を増加すべき余裕極めて多く、棉花集散の三大市場たる上海、漢口、天津の将来誠に嘱望に値す。支那の紡績業に至りては未だ発達の中途に在りて今日直に我紡績業の敵たる能わずと雖も、将来外資を輸入し技術を練磨するに於ては、原料の豊富及び労銀の低廉と相俟て支那綿工業の発達期して待つべきなり。

世界に於ける養蚕国として指を屈すべきものは日、米、仏、伊、支の五ヶ国にして就中最盛なるを本邦及び支那と為し、各々世界全生産額の三分の一を領す。斯て本邦絹布は実に輸出品の第一位を占め、総輸出年額の約三分の一を超えんとしつつあり。支那は各地到る処多少生糸を産せざるなしと雖も、其主産地は江蘇の南半部、浙江の西部地方竝に広東、四川両省なりとす。而して支那に於ける養蚕及製糸業は、未だ家庭工業の域を脱せず。且支那伝来の方式を踏襲しあるが為、其品種品質を統一向上せしむること困難なるの情勢に在るも、其産額は上記の如く、現に既に我と伯仲しあるを以て、将来企業組織の改善に伴い帝国を凌駕するに至るべきは火を睹るよりも明なるべし。

由来絹糸は日支両国の特産物たるに拘らず、主として原料糸を輸出し絹織物の輸出多量ならざるは、其技術未だ欧米流行の要求に応ずる能わざるに因る。而して日支両国輸出生糸の分野は、最近米国市場に於て日本糸七割五分、支那糸一割四分を占め、又欧洲市場に於ては支那糸四割一分日本糸二割強なり。乃ち知る米国市場は本邦糸の独舞台なるも、欧洲市場に於ける支那糸の勢力実に侮るべからざるものあるを。然るに近頃米国絹業者は右現象に著目し、本邦糸に依り米国絹糸市場を独占せらるるは、啻に生産政策上不得策なるのみならず、支那開発の見地より、将来支那糸を輸入し、日本糸に対抗せしむるを可とするの意見を有するもの漸く多く、過般同国生糸検査所長は上海斯業者に警告を発し、其覚醒を促したりと伝う。蓋し本邦当業者の奮起を要すべき一大警鐘たらざらんばあらざるなり。

如上日支両国に於ける紡績及び絹糸工業の現状を概述したる所以のものは、帝国の右両工業発達

上、恐るべき競争者は実に支那なることを了解せしむるの意思に外ならず。然り而して帝国は土地肥大、原料豊富なる支那を敵に廻し、之と角逐するの不利なるは敢て呶々を要せざる所、寧ろ自ら進んで支那の資源を利用消化し、以て国産を發達し国富を増進するの策に出でざるべからず。吾人の見を以てするに、産業發達の要訣は生産費を輕減し、廉価の精良品を産出するに在り。然るに支那は人口稠密銀低廉にして、諸原料を得る又甚だ便なり。唯其欠点とするは資力の欠乏と技術の不進に在り、其長を採り短を補うに於て、始めて産業の發達を期し得べし。日支両国民共同利益の融合点又實に茲に在り。故に帝国は爾他資本国の施策に先立ち、内地に於て充分發達したる我技術を支那に移植し、原料集散地若くは交通便利なる地点に、内地の姉妹工場として日支合弁の大会社を設立し、日支聯盟綿紡織業の發達促進を画策せざるべからず。

一部の論者は本邦輸出品の大宗たる絹、綿紡織工業を、支那に勃興せしむるは、自ら好んで我内地に於ける此種工業の衰微を促すものなりと称するも、是れ實にとるに足らざる井中の蛙の見解にして、将来に於ける支那諸工業の發達は時勢の要求にして、縱令本邦企業家之を企図せざるも、列強資本家は競うて是に志すべく、何国と雖も之を妨害する能わず。而して支那に於ける此種工業の發達は本邦斯業に甚大なる影響あるは既述の如し。故に帝国は此際我より進んで支那の此種工業を包容し、日支共同經營に依りて之を統一するに於て、始めて此種工業永遠の發達を期待し、我は内地に失う所を支那に補うの利益を獲得し、特に外来競争者の進入を防遏し得べきなり。況んや帝国は之に因って更に爾他方面に於ける日支經濟的提携を実現するの階梯たらしめ得るに於てをや。

六 航運業の拡張及び統一

四百余州を包容し、広袤四百万方哩を有する支那大陸交通系統の現状を觀るに、今や既成鐵道の總延長約一万哩に達すと雖も、之を面積に割当てるときは面積一十万方哩に対し僅に、二哩半に當り、殊に西欧大陸との交通線路は唯一條の西伯利亞鐵道を有するに過ぎず。之に反し沿海及び内河の舟行は古來四通八達と稱し、現在内河航路の大小汽船を通するものみにても約一万哩、更に沿海及び内河民船の可航哩数を加うるに於ては、其水路の支那に与うる恵沢の偉大なる、蓋し思半に過ぐるものあらん。

支那は到る處港湾多きも、直に遠洋航路の碇繋所たるべきもの指を上海と香港に屈せざるべからず。北方支那に於ても大連或は青島の如き其設備の完備せる、漸く香港、上海に拮抗するものあるに至れりと雖も、南北貧富の懸隔は遂に是等諸港をして上海、香港と其価値を争う能わざらしむるものあり。従て支那沿岸及び内河各地に於ける通商は、殆ど上海、香港を起点とする沿海及び内河の諸航路に依りて行わると謂うも過言にあらず。獨り通商貿易に止らず政治、經濟其他支那に対する文明の輸入が、如何に此兩地を経由する水路に由りて為されつつあるかは、足一度揚子江及び南方支那の沿岸各地を踏みしものの均しく首肯する所にして、又是等の各航路に覇を争いつつある列國航運業の活躍を見れば、如何に航運權の消長が一國々勢の伸否に影響大なるかを察知し得べく、支那に經營の歩を進めんと欲する者の一刻も等閑に附すべからざる所なり。

近年我船舶の支那沿岸に往來するもの逐次増加し、今や北洋方面に於ては其勢列國を凌駕するの狀に在るは真に快心に堪えざるも、一度眼を中、南支那の沿岸及び内河の航路に注げば、尚お吾人の努力を要すべき余地十分なるを思わずんばあらず。

今是等狀況の鳥瞰に便せん為、近年支那沿岸及び内河航路に於ける列國船舶の統計を左に列記すべし。

支那港湾出入船舶国別表				
国籍	1913 年	1914 年	1915 年	1916 年
英国	噸 38,120,300	噸 39,266,765	噸 37,675,657	噸 35,840,573
日本	23,422,487	23,996,972	23,873,016	24,233,835
支那	14,744,325	18,628,456	18,655,411	18,460,533
独逸	6,320,466	4,026,493	58,263	66,532
露国	1,687,796	1,954,925	1,922,055	1,545,085
仏国	1,232,763	898,644	561,955	596,237
米国	898,750	1,047,422	804,414	799,913
諾威	739,328	771,235	774,873	636,217
和蘭	401,077	398,271	496,664	463,995
奥国	285,802	174,232	—	—
葡国	128,330	771,235	774,873	636,217
丁抹	122,722	139,526	115,628	206,734
瑞典	71,065	40,985	69,450	101,948

即ち一九一三年度に於て英、日、支、独、露、仏、米の順序なりしもの一九一五年に至り欧洲戦の影響漸く顕著となり、一九一六年には独の六百二十万噸、仏の六十四万噸、英の二百二十八万噸、奥二十八万噸の減少を見、之と反対に日本人は八十一万噸を増加し、露国は又一九一五年度に於て二十三万噸を増加せしも、後又十万噸を減ずるに至れり。又一九一六年度に於ける上海港出入船舶数を見るに、

国 別	隻 数	噸 数	国 別	隻 数	噸 数
英 国	隻 2,423	4,803,503	瑞 典	隻 20	59,240
日 本	2,378	4,224,638	葡 国	12	1,140
仏 国	89	423,649	伊 国	—	—
露 国	210	284,349	独 国	1	—
米 国	124	238,793	無条約国	2	1,466
諾 威	91	154,881	支 那	1,566	1,993,265
和 蘭	57	111,024	計	7,064	12,399,305
丁 抹	81	103,398			

是又独汽船の杜絶に依る二百万噸、英国約百万噸の減少を見、日、露、仏其他中立国のもの之と反対に多少増加したるも、大体に於て一九一六年度は一九一三年度に此し二百八十万噸を減ぜり。

次に南北支那沿岸航路に於ける日、英、支三国の船舶を比較するに、

国別	北支那	南支那	南北支那に亘るもの
日本	噸 18,274	噸 6,031	噸 4,270
英国	17,142	20,445	7,958
支那	26,071	19,312	—
合計	61,460	45,788	12,228

此外、北支那沿岸航路中には噸数不明の日本船数あるを以て、此方面に於ける本邦船舶の勢力は、南北沿岸に亘る航路船舶を加うるも、尚お能く英、支両国船舶を超過するものあるべきも、南方沿岸航路に於ては我国は僅に英国の三分の一、支那の二分の一を有するのみにして、又之を全体より見れ

ば英、支両国の各二分の一強に過ぎず。而も英政府か今春徴発したる十数隻の英国船舶は、此表に加入しあらざるを以て、昨年度以前に於ける日、英両国船舶の懸隔は更に一層甚大なるものありしを知らざるべからず。

長江航路に於ては、（一九一七年五月調）

国別	隻数	噸 数	国別	隻数	噸 数
日本	13	29,026(100 分率 31)	支那	11	24,580(100 分率 26)
英国	16	37,733(100 分率 40)	独逸	2	3,364(100 分率 3)

本航路は目下独逸船が全部航行を停止せる外、戦前戦後多く減増を見ず。依然英、日、支の順序を持續しつつあり。是等諸表に依れば、英国は欧洲戦争の為其商船の多数を支那方面より徴発せしにも拘らず、日本は尚未だ之が三分の二を占むるに過ぎず、吾人は日英両国の航運関係を比較するに及んで、余りに其軒輊の大なるに驚かざるを得ざるも、是れ偏に英国が多年の刻苦経営に依り、到处堅実なる基礎を築き得たる賜にして、而も今尚お孜孜として倦まざるが如き、取りて以て学ばずんばあるべからず。殊に注目に値するは独逸の長足なる進歩にして、英、日と其肩を比せんも又遠きにあらざらんとす。戦後英国が一度緊縮せし東方経営策を恢復し、一旦徴発せし船舶を東洋海面に復帰せしめ、独逸又捲土重来の勢を以て利権の回収に着手するの秋、我航運業は果して如何の成算を有して之に対抗せんとするか、国家の為寒心に堪えず。米国は未だ恐るるに足らざるが如きも、彼又近来支那に於ける政治、経済上の地歩に矚目措かざるの事実に徴せば、是又将来大に刮目して俟つべき一強敵ならずんばあらず。戦後支那に殺到すべき列強競争の低気圧は、必ずや先ず航運業界に異常なる変調を生ぜん。

翻て支那に關係を有する日本航運業者の現状を見るに、少数の社外船主を除き、他は主として日本郵船、大阪商船、日清汽船の三社を数えざるべからず。而して日本郵船会社の航路中、直に支那航路と称し得べきものは唯一の横浜、上海線あるのみ、他は皆単に欧米航路の一端を支那大陸の一角に接触せしむるものにして、支那沿岸の各地交通を主目的とするものにあらず。大阪商船会社に至りては主として支那沿岸航路に従事せるものと謂うべきも、是又南北洋相互の連鎖充分ならず、加之、内河航路に対しては何等の施設を有せざる為、其沿岸航路が実益甚だ尠く、僅に命令航路なる故に已むなく継続せらるるの觀なき能わず。更に日清汽船の現状を見るに、多年上海を根拠として揚子江内部に踞跡し、長江航路を独占舞台として英国に次ぐの勢力を扶植し得たりと雖も、今後同社が長江航路に活動すべき何程の余地あるかは頗る疑問とせざるべからず。其他南滿鐵道会社の多少大連、上海航路に活動するものなしとせざるも、是れ單に南滿鐵道に対する栄養線たるもの、航運業は其主目的にあらざるを以て、未だ遽に支那航路に於ける一大勢力と認め難きものあり。

要するに是等三大会社の経営は、皆支那沿岸各地に於ける連絡を欠き、各々局部的活動を為せるものに過ぎずして、支那航路を統一掌握して大飛躍を試むべく、余りに跛行的の嘆なき能わず。

抑支那航路の欧米航路に比し、其経営の著しく繁冗にして利益の之に伴わざるものに対し、日本郵船、大阪商船等の如く、局部的任務として経営するものが、全力を之に傾注して前記要求に合するの至難なるは今更言を俟たざるなり。予は寧ろ日本郵船、大阪商船の如きは、全力を傾倒して各々其主目的たる世界的航路に飛躍し、支那沿岸及び内河航路は日清汽船の如く、直接之を目的とするものの統一経営に委するを以て、最も策の得たるものとし、殊に目下郵船の経営せる横浜、上海線の如き最も利潤多きものは、当然之を日清汽船に譲り、以て将来長江航路以外に発展の余地なき同社をして驥足を伸ばさしめ、更に香港を根拠として、南支那方面に進展し得るの方途と實力あらしむるを必要と思考す。

以上は海運業に対し何等専門的知識を有せざる予の一私案に過ぎざれば、所論必ずしも尽く正鵠を得たるものと為さざるも、予が特に此希望を附加する所以のものは、他に一大理由ありて存す。蓋し

南満を根拠とする我大陸経営の骨髓は既に南満鉄道の存するあるも、中南支那を根拠として東南洋方面に活動せんとするの楨幹は、当に有力なる一大汽船会社の力に俟たざるべからざるものあればなり。而して予は之を日支両国人の合併事業とし、兼て中南支那に於ける各種の開発事業、就中鉄道を併合経営せしめ、以て支那各地の航運業を統一し、日支社会的、実業的、経営事業の一大階梯たらしむるの緊要なるを覚ゆ。

七 結 論

対支那経営の先決要件として、日支両国民相互の融和結合の方法を研究し、之に必要な諸機関の施設を緊急とすることは、本論冒頭に於て既に之を論述せり。而して予が教育、医事、社交の諸機関及び航運事業等に就き縷述せし所以のものは、此目的を達成すべき、最恰適、最緊要の手段方策と考せしに依るものなるが、是等諸般の設備経営が如何なる機関に由りて、如何に実行せらるるを適当とすべきやは、更に考究の価値ある重要な問題なり。

由来支那に志を有する論者間に於て、之に類似する言議を為すもの多く、邦人識者中其論旨に賛同するもの又尠からずと雖も、而も未だ何等実行の端緒を得るに至らざるものは、蓋し論者の論議が概ね架空の若しくは抽象的にして、兎角実行の、具体的成案を有せず。聴者又多く一片机上の空論と漫過し、進んで之が実行手段を講ずるに至らず。空しく放任して今日に及べるものなり。然れども時運の要求は、日に益々切迫し来りて、最早従来の儉安を容さざること、前各項に於て既に之を尽くせしも、尚お邦人積年の通弊に鑑み、本論の結尾として、茲に一の具体的成案を提出して、朝野先達諸賢の熟慮実行を促さざるを得ず。此見地に基き、予は敢て自ら揣らず。左の三件を提案せんと欲す。

- 一 東亞同文会を基礎として日支協会を設立し、日本及び支那の各重要地点に分会を設置し、各階級の日支両国人を以て会員とし、統一せる一大社交機関を形成し、併せて支那に於ける教育事業並に新聞雑誌の経営を為すこと。

本会の事業費は、主として日支両国政府の補助金及び両国有志の寄附金を以て之に充つ。但し日本に対する義和団事変賠償金約五千一百万円を、本会及び左記医事機関の基金に充当するを以て最も機宜の処置なりと信ず。

- 二 同仁会の内容を改善し、北京の同仁病院と同様の医事機関を、支那の重要都市に開設し、更に分院及び診療所を設け、是等各院各所を一の系統に収め、統一連絡を期すること。

- 三 日清汽船会社を基礎とし、南満洲鉄道会社の組織に準じて一大汽船会社を設立すること。

但し本会社の組織は之を支那人に開放し、進んで日支合併の形式を、採用するを要す。

本会社は支那沿岸及び内河並に日本、支那直接諸航路の船舶業を統一経営し、併せて支那沿岸殊に揚子江及び黄河水運に係る鉄道其他各種の開発事業を兼営す。之が為従来郵船、商船両会社及び南満洲鉄道会社経営の支那航路を帰一するは勿論、進んで支那の招商局をも併合するに努む。

本会社は、純然たる日支合併の民業会社たるべしと雖も、之を日支両国政府監督の下に置き、若干の補助金を与うるは勿論、日支両国政府協力して、之に投資するものとす。

以上述ぶる所の計画は、余りに厯大に失し、両国内諸般の情実上、容易に之を実現し難きの感なきに非ずと雖も、是れ決して不可能にあらず。殊に汽船会社の如き、時に応じ其沿岸及び日支航路の範囲を限少するも可なり。要は日清汽船を基礎とし、之に将来発展の活力を与え、自ら進んで之を開放し、同目的を有する支那の諸会社事業との提携を求むること、是れ本経営の骨子にして、兼て従来我実業家の対支経営が、常に小規模に失し、相互反噬を事とするの宿弊を除くことを主眼とす。若し夫れ、日支協会及び医事機関の設立に至っては、目下の形勢上、支那政府及び諸官憲の幫助協力を得ること至難ならざるべし、吾人と感懐を同うする我朝野の識者が、之に依って真面目に時勢に応じ、対支経営の方策を研究するの端緒たるを得ば、豈啻に予一人の欣びのみならんや。」

（前掲書、676-704 頁）

田中義一は大正6年5月からの支那視察と支那要人との会談によって対支政策を(1)清朝復辟運動を止め、共和制政治体制の下で独立を維持するためには支那の財政・経済を再建することを緊急の課題として提案し、「東亜救亡の政策」を持論とする。さらに、田中義一は、(2)支那の再建を果すためには、日本の対支親善政策の援助の下に「国家の自強を図るを以て大方針」(前掲書 657 頁)として掲げるのである。また、田中義一は第一次世界大戦によって欧米列強の中国からの後退と日本の進出(対支 21カ条要求の実現)とを踏まえて、支那の財政・経済の再建は支那の資源と日本の資本輸出とを結合する「両国経済的提携」(677 頁)を中心にして達成されることを強調する。

3(2) 田中義一の「日支製鉄事業の共同経営」案と総力戦構想

田中義一は日支両国経済的提携によって東亜救亡の政策を確立し、欧米列強に取って替ることを「対支経営私見」の結論とするのである。かくて、田中義一は日支両国経済的提携を確立するために経済分野だけでなく、(1)教育機関、(2)医事機関、(3)社交機関・新聞雑誌の共同経営、(4)航運業の共同経営、(5)繊維工業の共同経営等の生活・文化のインフラストラクチャを確立することを私見として提案する。

大隈重信、加藤高明が日独戦争の勝利によって対支 21カ条要求を実現し、満洲、蒙古での特殊利権、優先権、さらに土地商租権を確立し、また、山東省でのドイツ利権の継承による山東省での植民地支配を確立しようとするのを田中義一は日支共同経営論として発展させようと試みる。この結果、中国全土に排日運動が起こり、国際的に日本の対支那支配への批判が広がる。この対日批判を静めるため、寺内正毅内閣は西原亀三を支那に派遣し、日支親善政策として西原借款を8口1億4,500万円支出し、支那の再建と独立に大きな役割を果たすよう支援する。

西原借款とは次の8口である。

(1)第一次交通銀行借款	500 万円
(2)第二次交通銀行借款	2,000 万円
(3)有線電信借款	2,000 万円
(4)吉会鉄道借款前貸金	1,000 万円
(5)黒吉林鉄借款	3,000 万円
(6)満蒙四鉄道借款前貸金	2,000 万円
(7)山東二鉄道借款前貸金	2,000 万円
(8)参戦借款	2,000 万円

寺内内閣の下で二つの対支親善政策(田中義一の日支共同経営論と西原借款)が推進されるが、しかし、対 21カ条要求は袁世凱による皇帝世襲化と革命政府との対立とで支那財政の破綻と経済の荒廃を持たらした。この結果、日本への借款が求められ、かくて、西原借款は秘密裡に実施されて支那の再建と独立がかるうじてなしとげられるのである。

寺内正毅内閣には二つの対支親善政策が提案される。一つは田中義一の「対支経営私見」

と、二つ目は西原借款である。両者は対支親善政策として支援の形態を相違させているが、一方では日支共同経営を構想し、他方では借款の形態を採用している。しかし、田中義一と西原亀三の対支親善政策が共通している点は鉄鋼業の日支共同経営案にある。それゆえ、田中義一の鉄鋼業に於ける日支共同経営案を分析すべく次にその全文を資料として次に掲げる。

「(附) 日支製鉄事業の共同経営に就て

化学工業の発達に伴い、近年金属殊に鉄の需要頗る多額に上り、累年著しき増加の傾向を示し、鉄の消費量を以て其国文明の程度を秤量するを得べしとさえ称せらるるに至れり。然るに帝国は銅を除くの外、主要金属、就中鉄の大部は之を輸入に俟たざるべからざるを以て、最近彼の一度米国の鉄材輸出禁止に逢著するや、忽ち我製鉄界に大恐慌を來し、会社代表が周章狼狽、政府に其解禁の斡旋を哀願せざるを得ざるが如き悲しむべき状態に在り。若し想うて戦時輸入杜絶の場合に至らんか忽ちにして原料涸渇し、活動力閉塞の厄に陥ること必然たるの理を識るべく、心頭戦慄を禁ぜんとして能わざるなり。

本邦に於ける鉄鉱山は其数に於て必ずしも鮮少と謂わざるも、産額極めて貧弱にして、全需要の四分の一を充たすに過ぎず。而も製鉄技術は尚お幼稚にして特種鋼を精製するの域に達せず。産鉄、産鋼国としての本邦の地位は世界の第十二位に在り。諸工業の振わざる寔に所以なきにあらず。現下に於て本邦鉄類生産の状態左の如し。

国産鉄石より生産するもの	三二二, 〇〇〇 仏噸
輸入鉄石より生産するもの	一五〇, 〇〇〇
計	四七二, 〇〇〇

而して大正二年乃至四年の平均輸出入統計の示す所に依れば、鉄、鋼鉄及び其製品の輸入超過は左表の示す如く実に約七十万噸に達す。

区分	輸 入 仏 噸	輸 出 仏 噸	輸入超過 仏 噸
内地	691,869	11,050	680,819
朝鮮	14,343	—	14,343
台湾	4,101	445	3,656
計	710,313	11,495	698,818

故に帝国平時所要の鉄鋼諸材の数量は右両者合計百十七万噸と見るを得べし。而して我国鉄需要増進の程度を観察するに、十年毎に約二倍の増加率を示し、而も歐洲開戦以來製艦、造船及び機械工業逐日発達し、通加率愈々激増せるを以て、一箇年三百万噸の数字を示す時機又速きにあらざるべし。我国鉄産出は埋蔵鉄量三千五百万噸の釜石鉄山及び七百五十万噸の北海道虻田鉄山、其他内地朝鮮に於ける各鉄山の鉄量を合算すれば約一億万噸に達すべしと伝えらるるも、現在に於ける産出鉄量は年額七十万噸内外にして、製鉄僅に年三十一、二万噸を得るに過ぎず。翻て我製鉄能力を観るに、現在に於ける官民有製鉄所の全能力を合計するも、既述の如く四十七万噸内外を超えざるを以て、平時需要額の二分の一にも達せざるの悲境に在り。茲に於て製鉄企業熱の勃興と共に、最近各会社は其製造能力の拡張計画を立て、数年内に百七十万噸内外の製鉄能力を発揮すべく敦固きつつあるも、蓋し其実現を見ること容易の業にあらざるべし。

本邦に於ける産鉄量、製鉄力及び平時の需要額実上述の如く、平時に於て既に鉄工業の独立を期待するに、余りにも懸隔しあるに浩歎せずんばあらず。若し夫れ戦時所要鉄量に至っては、其額実に莫大の数字を示すべきは想察に難からざる所にして、歐洲戦の実験に徴するも、単にソナム及びヴェルダンの両会戦に於て合計二百四十日間、兩軍兵員総数三百五十五万に依つて費消せられたる鉄量は実に七十六万噸の多額に上れり。是れ単に局部的兩戦場に於て消費せし武器彈薬の合計に過ぎざる

も、戦時国内に於て兵器、艦船其他万般の用途に供する為、平時に比し所要鉄量の激増すべきは何人も首肯する所たり。茲に戦時需用額を明示するの自由を有せざるを以て、理由徹底せざるの憾みあるも、年額少くも数百万噸に達すべく、之を国内製鉄能力に対比し其の差の甚大なるに驚かざるを得ず。帝国の爲害に寒心に堪えざるなり。由是觀之我國の産出鉄鉱及び製鉄能力は、平時殊に戦時に於ける帝国の需要と相距ること極めて遠く、今俄に鉄の自給自足を期待せんとするも望洋の感なくんばあらず。而も英國の海軍を以てして尚お且つ原料輸入に不安を感じる現況に徴すれば、我有力ならざる海軍力に対して、戦時輸入を保障せしむるは固より過望と謂わざるべからず。吾人は人事の可能を尽して何等かの手段に依り、帝国の存立上絶対必要条件たる鉄の独立自給を今に於て準備せざるべからず。支那は世界の宝庫にして又有数の産鉄国なり、就中、鉄は其主要なるものに属し、其鉄量に至っては未だ精査を経ざる地方多く、而も製鉄業不振の爲熟鉄の産出寡少なるも、已に我國に關係を有するもののみにてても大冶、金嶺鎮、桃中、鞍山站等の大鉄山を始め、十數個所の鉄山を有し、鉄量、鉄質極めて豊富佳良にして、現に我輸入鉄鉱の大部は之を大冶に仰ぎつつあり。

鉄の独立自給は實に時勢の要求にして、刻下の最大急務たるは豈独り日本に於て然るのみにあらず、支那に在っては更に其切実なるを思はずんばあらず。蓋し支那は人知未だ開けず、就中、化学工業の知識に至っては今尚頗る低級にして自力經營の能力を欠き、而も財政窘迫して資力の支出に窮し、世界の宝庫も自ら之を開発するに由なく、不知不識の間、其利源は逐次欧米列強の爪牙に委せざるべからざるの悲境に沈淪しつつあればなり。

之を要するに鉄の独立自給は、現下の状態に於て日支両国共通の問題にして、而も共に個々の独立を許さず、日支両国各々相異なる欠点を有す。此欠点の調和は即ち日支経済提携の基礎にして、而して鉄の独立自給を東洋の一角に成形せしむる所以の途なり。蓋し両国の欠点を比較研究せば種々の關係を知るべしと雖も、今大局より之を觀察するに、支那の欠点は資本の欠乏と化学工業の不振に歸し、日本の欠点は原料鉄礦の産出不足なるに在り。有無相通じ、彼此相和して此欠点を調節し、日本の智と財とを以て支那天然の資源を調和し得ば、鉄の独立は茲に確立し、日支両国の間始めて相離るべからざる關係を生ずるに至らん。而して此目的の爲施設すべき第一の事業は、日支合弁に係る大製鉄会社を建設し、支那の採鉄及び製鉄を統一せしむるに在り。

大冶鉄山は一八九〇年（明治二十三年）独逸技師に依つて発見せられ、時の湖広總督張之洞の管理の下に、同国技師の手を以て開掘せられたるに始まる。鉄床の面積二十五平方哩に亘り、総埋蔵量二億噸に達す。現に採掘に着手せるものは雌雄獅子山、砂帽翹山、鉄山舖の四露頭に過ぎざるも、其年産額は近く百万噸に達せんとし、現に漢陽鉄廠に約四十万噸、我枝光製鉄所に約三十万噸、北海道輪西製鉄所に約五万噸を供給しつつあり。而して大冶の鉄礦は品位極めて優秀にして平均六十六%の含鉄量を有す。世界第一の称ある瑞典の最良鉄鉱に在っても、鉄分尚お六十%にして、近時製鉄を以て宇内に冠絶せる米国の原料鉄礦又平均五十%内外に過ぎざるより觀れば、如何に優秀なるかを推知するに難からず。加之、大冶、武昌、陽新の三縣内には満俺、石灰石の多量及び少量の石灰を産出す。故に大冶は鉄量の豊富にして品質の優良なる点に於ては勿論、製鉄に要する多くの要求を其附近に具備するの点に於て、世界最優の鉄山と称するも敢て溢辭にあらざるべし。殊に最近象鼻山、銀頭山、下陸山の新鉄山発見せられ、漢冶萍公司是之が採掘の許可を得るに至れるを以て、大冶の将来は更に有望なるべし。但し一部人士間には其鉄量を疑ふものなきにあらざるも、遠き将来は兎も角、現在東洋に於ては鉄質、鉄量共に優等のものたるを疑わず。

日清戦役後支那政府は財政の窮乏と共に大冶鉄山及び漢陽鉄廠の經營に苦しみ、右鉄山、鉄廠の一切を挙げて前郵伝部尚書盛宣懷に譲与し、民営と爲すに至れるが、時恰も我國に於ても枝光製鉄所の創立あり、其原料を大冶に仰がんとし、本邦産の石炭骸炭と大冶鉄鉱との交換条約を締結し、次で日露開戦直前、我興業銀行より三百万円を貸附礦石買収の權利を獲得せり、右借款契約締結以来大冶鉄山に於ける独逸の勢力は逐次驅逐せられて我國之に代り、其指揮監督は事實に於て多く邦人の掌中に

帰せり。此時に当り斯る国家的事業を一私人盛宣懷の経営に放任すべきものにあらざとの議論朝野の間に囂しく、因て一九〇八年（明治四十一年）盛は其組織を改め大冶鉄山、漢陽鉄廠及び萍鄉炭山の三者を合併して漢冶萍煤鉄公司を設立し、資本二千万円の株式会社と為せり。爾後資本を三千万円に増加せしも、實際発行株券は千五、六百万円に過ぎざるに似たり。爾來我国は正金銀行よりも数次大小借款を提供し、又第一次革命当時三井洋行を経由して、時の南京臨時政府に対し五百万円を投じて漢冶萍公司の事業を日支合弁と為すべく、既に契約文を交換したりしも、湖北側の反対強烈にして、僅に二百五十万円を同公司借款の名に於て臨時政府に提供し、其代償として該公司をして左記諸件を認諾せしめたり。

- 一 該公司に対する従来の我投資は、単に総理盛宣懷との協議に成り、動もすれば個人関係に過ぎざるの觀あるを以て、此際従前の借款全部を董事全体の名義に改めしめたること。
- 二 該公司にして外国借款を試みんとするときは、最先に我国に協議すべきことと為したること。
- 三 大冶の外、銀山頭の馬婆山及び興国州の富池口、雞籠山等の礦石買取の權利を譲与せしめたること。

其後又湖北省議會は、該公司の漢陽鉄廠及び大冶鉄山を目して依然盛宣懷個人の私有財産となし、之を公有に移して財政救済の資に充つべく試み、湖北派遣員は大冶に於て同地鈛務局の没収に着手せしが、我投資の重要な担保品保護の見地よりする我官憲の警告に因って頓挫し、尚右事件に關聯して該公司の国有問題提議せられしも、当時該公司の負債は實に資本株金を合し四千六百余万円に達し、一日約一万円以上の純益を得るにあらざれば収支相償わざるの窮状に在りしを以て、政府に於ても国有を断行すべき何等適確の弁法なく成功の見込なきより、此問題も亦有耶無耶の裏に葬り去られ、大正二年に至り更に該公司は我国に対し千五百万円の新借款を提起し旧借款を償還し、且事業の刷新擴張を計画し、大冶に一製鉄所の設置に着手し、目下盛に工事中なり。尚又大正四年日支交渉の結果漢冶萍公司に關し左記要旨の公文書を交換せり。

中国政府は日本国資本家と漢冶萍公司との關係極めて密接なるに鑑み、将来同公司与日本国資本家との間に合弁の議成りたるときは之を承認すべく、又、同公司を没収することなかるべく、又日本資本家の同意なくして同公司を国有と為すことなかるべく、又日本国以外より外資を同公司に入れしむることなかるべきこと。

如上大冶鉄山に対する我国の利権は其由来既に遠く、其根底亦必ずしも浅しと謂わざるも、此の如き条約的保障と礦石專買權の獲得を以て之を金湯とし、現状の保持を以て満足すべきにあらず。百尺竿頭、一步を進めて日支合弁を策し、製鉄事業獨立の基礎を確立すること肝要なり。由来國際關係は利害の一致する所に於て一致し、利害の反対する所に於て反対す。吾人は血は水より濃なるの常套に拘泥して、或は時に化合力となり、或は時に分解力となる利害關係の、有力なる要素たるを閑却すべからず。弱肉強食は高等なる國際關係に於て寧ろ其切實を加えたるは、這回歐洲大戰の吾人に教うる所なり。支那の如きは特に其甚だしきものに属し、表裏反覆常なく、今尚お以夷制夷の政策を夢みつつあるを以て、上記借款契約と支那政府の保障とに甘んじ、現状の保持を以て他の覬覦を許さざるものとして晏如たらんか、他日臍を噬むの悔を招かんこと必然たるべく、況んや歐洲戦後に於て鉄に飢えたる列強は、先きを争ひ支那に向い原料の供給を仰ぐに至るは自明の理なるに於てをや。従來我民間有志の中には、漢冶萍に於ける我特種關係を推拡し日支合弁たらしめんとする希望を有する者あるも、今日迄何等成功の緒に就きたるを聞かず。然れども予は其手段を尽し、且我より進んで利益を提供すれば、必ずしも至難の業に非ずと信ず。蓋し該公司にして日支合弁を主張するに於ては、支那政府は之に承認を与うべく既に声明せるを以て、先ず該公司重要株主を説得し合弁に賛同せしむるを必要とす。之が為には世界の大勢より鉄の獨立自給を策するの急務なる所以と、日支の合同に依て始めて此目的を貫徹し得べき理由とを説明し、更に此の如き重大なる目的を達する為、日本は一部の利益

を犠牲と為すに吝ならざるの大度量を示し、徒らに目前の小利害と従来的情誼に拘泥すべき時機に非ざるを納得せしむるを要す。之か為帝国は大英断を以て斯道事業の範として支那人羨望の的たる枝光製鉄所を合併事業の中に提供し、該製鉄所と漢冶萍公司とを打って一団と為し、我大資本家を糾合して之に参加せしめ、之を基礎として一大日支合併製鉄会社を設立し、該会社を以て日支製鉄事業の核心と為し、支那国内に於ける爾他鉄山の採掘製鉄事業は勿論、尚お為し得れば同国に於ける石油礦の開掘事業をも之に包容せしむ。斯の如くして始めて吾人の主張する否、国家の要求する日支鉄の独立自給の基礎を確立し得べし。而も尚お之に依て我對支資本家相互の反噬を防遏し、蝸牛角上の我利的鬭争が徒らに漁夫の利を外人に与えし情弊を打破し得べきなり。

歐洲偃武後に於て、東洋永遠の平和を破壊すべき諸種の迫害は、戦争の結果如何に拘らず、種々の形式を以て四方より強襲し来らん。殊に欧米列強は一方に於て戦争の為に鉄の欠乏を生じ、更に他方に於て科学応用の進歩に因り鉄の需用愈々多端となり、而も品位優良なる鉄鉱は漸次欠乏して、下級原料を使用せざるべからざるの時期近き将来に迫り、現に米国の如きは国内鉄鉱の寿命を向後三十箇年と予測し、近來盛んに不良鉄石を採集精錬しつつありと謂う。大勢既に斯の如し、戦後の経営は実に鉄を以て唯一の材料と為すに至るべし、従て列強の鉄を求むるや、宛も飢えたるものの食を求め、渴したるものの水に就くが如く、手段を選ばず方法を論ぜざるに至るべきは、知者を俟たずして識るべきのみ。而て其競争の焦点は実に支那を措て他に求むべからず。吾人は今に於て積極的抱負の一大英断を以て、日支共同鉄の独立自給を図らず、荏苒徒らに時期を経過せんか、悔を千載に貽すに至るべし。今や日支の間意思漸く疎通し、両国の情誼愈々親密を加え、真实的提携始めて前途に光明を認め得るに至り、而も我財界は歐洲戦の影響を承けて俄に殷賑を極めつつあるは、執て以て叙上鉄の独立自給の途を講ずべき最良機会なりと謂わざるべからず。

何等専門的知識を有せざる予輩をして自ら其力を揣るに遑あらず上述の如き重大なる意思を吐露せしむるに至りし所以のものは、鉄の独立自給たるや実に国家の存立問題にして、又国防の安危に関し、黙視する能わず、這般支那を旅行して更に其感を深うしたるに因るものにして、『對支経営私見』を草するに当り特に本意見を別記し以て当局の参考に供す。」

(前掲書、704-712 頁)

田中義一は前述した「對支経営私見」において「日支両国民相互の融和的結合の方法」として「支那の大資源上に、我經濟的發展の基礎を確立する」ことで欧米列強による侵略を防ぐ「東亞救済の政策」となり、同時に日本の総力戦体制を確立することにもつながると結論づけるのである。

したがって、田中義一は「支那の大資源」を代表する鉄鋼業を位置づけ、鉄鉱石と原料炭に立脚する漢冶萍煤鉄公司を日支共同経営に移行することを強調する。その根拠として田中義一が掲げる理由は眼前に操り広げられている第一次世界大戦における総力戦での鉄の大量消費の現実であり、まさに、「鉄が国家」とであると言う現状を突きつけられているからである。一門の火炮が発射した弾数は戦争の都度、増加するが、これは次の図表-1によって窺える。

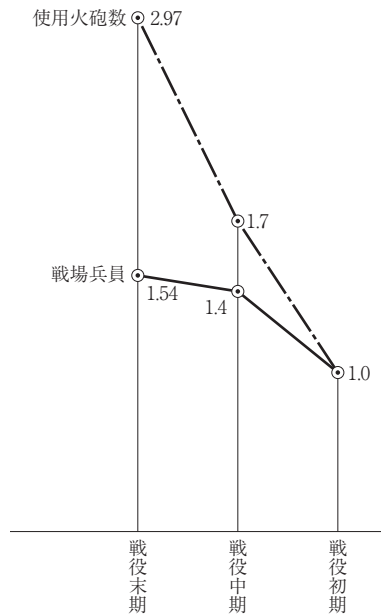
図表－1 一門の火砲発射弾数の推移

年 次	会 戦 名	国別砲弾発射数
1904 年, 1905 年	遼陽, 沙河, 奉天会戦平均	日 282
		露 230
1914 年 9 月	「マルヌ」会戦	仏 360
1915 年 9 月	「シャンパーニュ」会戦	仏 野砲 2,380
		15 榴 600

（「陸軍軍需動員〈1〉計画」20 頁）

図表－1 に依れば、明治 37、38 年の日露戦争では一門の火砲発射弾数は日本軍で 282 発となり、第一次世界大戦のマルヌ会戦ではフランスの 360 発、シャンパーニュ会戦での野砲 2,380 発と大量発射される。次の図表－2 は戦場兵員と使用火砲数との相関関係を表わしているが、戦場兵員増加が 1.5 倍に対して使用火砲数は約 3 倍弱の激増となっている。

図表－2 第 1 次世界大戦中の火砲数の急増



（「陸軍軍需動員〈1〉計画編」21 頁）

さらに、一会戦間の砲弾の消費量は日露戦争での 100 万発に対し、フランス軍のソンム戦では 3,400 万発となり、奉天戦の 100 倍となるが、これは次の図表－3 に示される。

図表－3 消費弾数の急増傾向

区 分	消費弾数	奉天戦日軍を1とした比率
奉天戦日軍	330,000	1
「ベルゲン」戦独軍	20,000,000	60
「ソンム」戦仏軍	34,000,000	100

(前掲書, 23 頁)

これら図表－1, 2, 3 から理解されるように戦時弾薬製造の素材となる鉄鋼の大量消費量が窺える。

田中義一は戦争毎に大量消費される戦時弾薬製造の急増に対し、その素材となる鉄鋼の絶対不足資源を確保し、補充することが「国防資源論」の根本的課題であると考え、この資源を支那の鉄鉱石、とりわけ漢冶萍煤鉄公司の大冶鉱山に求め、日支共同経営の達成を総力戦構想の中心に据えようとするのであり、大冶鉱山への視察によって確信するのである。

こうした絶対不足の資源を支那の大資源に求めて平時からその解消を計ることは国家の在立条件として不可欠な至上命令となるが、田中義一はそのため民間企業の生産力向上とその軍需生産への動員を計画し、実施する国家総動員体制を総力戦構想として見做す。田中義一は絶対不足資源の補充を支那の大資源に求めて平時から軍需工業への整備確立を図り、さらに、軍需工業動員を平時から計画、実施して戦争に備えることを国家在立の絶対条件でもあると次のように結論づけようとする。

「(筆者前略) 聴クカ如クンハ欧洲交戦各国ハ経済参謀本部ヲ新設シ経済ト戦争ノ直接調和ヲ確切ナラシメンカ為各種ノ調査企画及実施ノ衝ニ当ラシメツツアリト 然ルニ我カ邦ニ於テハ従来支那ノ国勢ハ勿論 我カ帝国ノ国勢ニ関シテスラ之ヲ以テ実際の諸企画ノ基礎タラシムルニ足ルヘキ何等ノ資料ナク僅ニ一般的参考タルニ過キスシテ而カモ^{ハナハダ} 甚 不完全ナル一統計年鑑アルノミ 欧洲開戦以来朝野共ニ各管掌事項ニ関シ多少ノ調査ヲ進メツツアルカ如シト雖 其間又何等^{レンケイ}ノ連繫ナク又何等ノ統一ナク従テ調査ニ無用ノ経費ト無用ノ努力トヲ重複シツツ開戦後茲ニ三歳論議ノ時機既ニ去リテ今ヤ実施期ニ到達セルニ拘ラス尚未タ国家動員計画確立ノ基礎定マレルヲ聴カス

吾人ハ帝国及支那国勢ニ関シ統一調査機関設立ノ 甚 晩キヲ顧ヒ茲ニ帝国国防資源ノ現状及将来ヲ概観シテ之カ補足ニ必要ナル経済策案ニ関シ前数段ニ分チテ略説スル所アリ 是レ近世ノ戦争カ陸海軍ノ専有物ニ非スシテ国家国民ノ戦争タル以上 吾人軍人カ想ヲ国軍ノ死命ヲ制スヘキ国家経済策ニ致ス 寧ロ吾人ノ責務タルヲ自覚セル結果ニ外ナラス 然レトモ固ヨリ専門智識ナキ武弁者ノ一家言ニ過キス識者若シ^{シシヨウ} 嗤^シ笑 スルアラハ吾人ハ^{アマン}甘 シテ其嗤笑スルニ任ス 否寧ロー顧ノ知遇ヲ識者ニ^{アガナ}購^{ヨロコ}ヒ得タルヲ欣^{サモアラバアレ}ハンノミ

遮^{サモアラバアレ} 莫 世界永遠ノ平和ヲ庶幾フモノ^{コイネガ} 豈^{アニタダ}啻ニ極端ナル平和論者ノ希望ノミナランヤ^{ソモソモ} 抑 戦争ハ平和ノ敵ナルカ如ク然リ然レトモ戦争ハ畢竟 有 終ノ平和アラシメンカ為ニ発生シ社会各般ノ平衡ハ一ニ戦争ニ依リテ始メテ保障セラル 是ニ於テ乎戦争ハ寧ロ平和ノ味方ナルナカランヤ 唯其實質ノ惨虐ナルニ鑑ミ 漫ニ之ヲ使用スヘカラサルノミ 欧洲戦争 終 熄^{ミダリ}ノ期又決シテ遠カラサルヘシ 然レトモ戦争終ニ世界ニ避クヘカラス 是ニ於テ乎戦後帝国ノ当ニ確立スヘキ経済策案ハ常ニ翻然自足経済ニ転位シ得ヘキ自由ヲ保留シツツ而モ極力国際分業経済ニ利益ノ獲得ヲ企図スヘキナリ 孫子曰ク 無^{ケダ}レ恃ニ其不^{シユウソク}来 恃ニ吾有ニ以待^{ケダ}一也ト 蓋シ至言ナリト謂フヘシ」

(前掲書, 92 頁)

田中義一が絶対不足資源の不足を補充するために、(1)日支間の国際分業経済に「利益・獲得ヲ企図」して絶対不足資源の補充を求め、さらに(2)戦争の総力戦に根ざすことから生じる「国家国民ノ戦争」によって平和を保証されるという戦争と平和のメダルの表裏関係にあることを「対支経営私見」とその延長線上にある「日支製鉄事業の共同経営に就て」から結論づける。すなわち、田中義一は「鉄の独立自給たるや実に国家の在立問題にして、又国防の安危に関し、黙視する能わず、這般支那を旅行して更に其感を深うしたるに因るものにして、「対支経営私見」を草するに当り特に本意見を別記して以て当局の参考に供す」（前掲書、712頁）と提案する。

したがって、田中義一は小磯国昭の「国防資源論」の絶対不足資源である鉄鉱石を支那の大資源である漢冶萍煤鉄公司を日支製鉄事業の共同経営によって補充することを「対支経営私見」への具体的解答とする。軍需工業動員法と軍用自動車補助法は寺内正毅内閣において制定され、ここに総力戦体制と国家総動員法とを両輪にする天皇制国体の確立と大東亜戦争への準備に取りかかる契機となるのである。

4 (一)寺内正毅の総力戦構想と朝鮮総督

それゆえ、寺内正毅は第一の仕事として朝鮮総督の歴史的役割を大隈重信内閣の対支 21ヵ条要求への朝鮮版を確立する点に置こうとする。すなわち、日本本国にとっての絶対不足資源は朝鮮の大資源の中から抽出して日本へ移出する日本本国一周辺朝鮮の国際的分業を確立することに全力を注ぐ。日本本国一周辺朝鮮の国際的経済分業体制は朝鮮総督の経済政策である「特殊施設」の建設によって作り出される米穀、食塩、棉花、牧羊、食牛、海魚、鉄鉱石、石炭、化学肥料等を朝鮮のモノカルチュア特産品として日本本国へ移出することで「母国に裨益する所必ず多大なるを疑はず」と見做される。朝鮮への 21ヵ条要求の達成を目標とする朝鮮総督の経済政策である「特殊施設」とはモノカルチュア型農業の発達を育み、東洋拓殖株式会社、朝鮮銀行、満鉄による朝鮮鉄道の統一と共同経営等によって推進される。かくて、朝鮮の「特殊施設」は朝鮮への 21ヵ条要求の推進施設として制度化され、近代型モノカルチュア構造を発達させ、と同時に、朝鮮の大資源を移出して日本の裨益になることを目的にすることになる。寺内正毅は「特殊施設」の歴史的役割を「母国に裨益する」ものとして次のように強調する。すなわち、「母国のために常に有利の事業を提供するを忘れず、例へば日本内地に於て常に缺乏を訴へつゝある食塩棉花の如き或は之を官営として大規模の塩田経営を断行し。或は之を民営として極力棉花栽培を奨励したるは其の一例なり、此の如き永遠の国策は固より功を一辺に挙ぐるに能はざるも十年百年後には母国に裨益する所必ず多大なるを疑はず。」（元帥寺内伯爵傳 742頁）と述べる。

「特殊施設」の一つとして東洋拓殖会社は明治 42 年 12 月 28 日に、資本金 1,000 万円で設立される。韓国政府の出資額 300 万円は国有田畑を供出させる。これらの土地は日本からの移民農民に提供され、自作型小作農の農場として、或いはプランテーション型大農場を設立させ

る。かくて、東洋拓殖会社は韓国農業を米穀中心の農業に再編成する。大正2年迄に東洋拓殖会社は政府の駅屯土田畑のうち、田7,226町歩、畑2,811町歩の出資を受け、と同時に、会社用地として田43,000町歩余、畑17,000余町歩、山林1,900余町歩、雑種地2,300余町歩を買収し、これらの田畑に日本からの移民戸数2,100余戸、小作人14万人を導入する特殊施設＝勸農施設（＝米穀モノカルチュア型プランテーション）として機能させる。つまり、東洋拓殖会社は日本本国への米穀移出で本国の食料不足を解消することにより「母国の為に常に有利の事業」として機能する特殊施設と位置づけられ、次のように発達する。

「東洋拓殖株式会社は明治四十一年十二月二十八日同会社法に基き日韓両国人に依て組織せられ。総株数二十万株、資本金一千万円中、六万株に相当する三百万円は韓国政府が出資に代ふるに国有田畑を提供するの約束を以て成立し。四十二年度に於て第一回払込出資地として韓国政府より駅屯土、田一千八百三十町歩、畑六百六町歩を提供し。尚出資予定地として田五千五百五町歩、畑千七百七十八町歩の賃貸を受け会社自らは同年度に於て別に田二千八十二町歩、畑二百六十七町歩を買収して拓殖事業に着手せり。然れども未だ移民事業を開始するに至らざりしが総督府時代となりて四十三年十月内地団体移民九百六十戸、団体にあらざるもの二百七十五戸を移住せしめたり。而して伯は爾後漸次に駅屯土田畑を提供して大正二年度までに田七千二百二十六町歩、畑二千八百十一町歩を出資し会社もまた田四万三千余町歩、畑一万七千余町歩、山林千九百余町歩、雑種地二千三百余町歩を買収して移民戸数二千一百余戸、小作人十四万余人を累算するに至れり。斯くて朝鮮富源の開発は総督府の勸農施設と相待つて漸次に其の効果を挙げたり。」

（前掲書、694-695頁）

東洋拓殖会社が米穀中心のモノカルチュア型プランテーションを展開させ、米穀中心の農業構造を作りあげようとするが、さらに、こうした米穀農業の確立を加速させるのに周辺に位置して勢力を拡大したのが大地主制である。この結果、地主制は自作農を自作小作農へ、或いは隷細小農民の小作農への没落を生じさせ、米穀中心のプランテーション型モノカルチュアを確立させる。さらに、米穀中心の農業社会への発達、副業の導入、或いは商工業、さらに鉱山への出稼ぎによって生活苦を補完され、隷細耕作を育くむことに帰結する。かくて人口の8割が農業人口で占められる朝鮮社会は地租税率の高さと土地売買制の発達とで生じる農民層分解によって地主型農業社会への発達を強め、米穀プランテーション型モノカルチュアへの指向を強める。すなわち、寺内正毅は朝鮮の米穀プランテーション型モノカルチュアの発達によって生じる余剰米穀を母国日本の食料不足（＝絶対資源不足）を救うべく移出することで母国への利益に貢献することを天皇制国体の忠臣としての任務（＝先帝陛下の聖旨）と考えているが、この点について次のように述べる。

「日韓併合の目的は両国人民の幸福を増進するにありて朝鮮人民を駆逐するの趣旨にあらず。内地の人往々朝鮮を以て植民地なるが如くに夢想するものあり。是れ抑も 先帝陛下一視同仁の詔勅に背戾するものと言はざるべからず。是を以て伯は東洋拓殖株式会社の移民事業に対しては或程度に於て之を制限し。努めて朝鮮自作農民を保護せられたり。商工業の未だ振興せざる朝鮮に在りては租税の大部分は田租にあることを銘記せざるべからず。而して此の大部分をなせる一千余万の農民は田畑を耕作して生活するものなり。併合と共に全土を挙げて開放せられたる半島は弱肉強食の結果、土地の兼併となり。大地主は益榮へ小農家は愈減少して小作農となり或は流氓となるべきは必至の勢なり。茲

に於て伯は大地主の兼併を抑へて自作農を保護奨励し。土地の濫買を防止すると共に優良種子を配与し施設、耕作の方法を教へ自作農をして恒産を得せしむることに努力せられたり。狡猾なる大地主及び内地人が伯の政策を不便となしたるは之が為めなり。然れども朝鮮の富源は独り田園に止まらず天与の鉞山は無尽蔵にして資産家の投資を待つもの久し。豈小農の活路を奮ふて死地に陥擠するの愚をなさむや。斯の如くにして伯は内地有力家を勧誘し外国人の開掘権を回収して未掘の鉞山を経営せしめ。之に依りて財産なき幾多流氓をして労働の道を得せしめたり。是れ実に賢明なる半島開発策にして且つ 先帝陛下の聖旨に副ひ奉れるものなり。」

（前掲書、696-697 頁）

寺内正毅はこうした米穀中心の農業政策を推進する結果、人口1,200万人のうち、8割を占める農業人口の生産力向上、農業技術の普及とその研修、改善農業指導、品質改良と副業の奨励等で3億円の農業収入を上げるようになったと述べる。とりわけ米作の余剰米は日本に移出して2,400万円に達し、農家貯金は80万円余に達するとして寺内正毅は次のように強調する。

「朝鮮に於ける施設の急務一にして足らずと雖農耕の改善より先なるは莫し。蓋し人口一千二百万の中其の八割は農作を以て生業と為す者なればなり。是を以て一面に於て模範場、伝習所、学校等を増設して農業知識の普及を図り。他方に於ては実地に就て耕種、灌漑、養畜の方法を指授したるの結果。作物畜牛の改良増殖及び耕地の拡張並に養蚕、養鶏、養豚、製紙、機織、果樹栽培の如き副業の発達等相俟て。其の生産物の総価額は既往五年間に於て殆ど倍加するに至り。今や優に三億円を超え米穀の如きは内に用ゐて尚余りあり。内地及び外国に搬出したるもの最近一年間に於ける総価額約二千四百万円に上れり。又貯蓄額、副業額等の数、全土を通じて六千六百余、其の貯金額八十余万円に達し。尚朝鮮人の郵便貯金は総額百六十余万円を超ゆ亦以て一般富力の増進をトするに足るべし。然れども是れ畢竟多年の頹勢を挽回して纔に進歩の道程に登りたるに過ぎず。朝鮮の全土、極北碻碻の地方を除くの外、概ね地味肥沃なるに拘らず。現今の耕地面積は二百八十余万町歩に止まり。之を全面積に比すれば尚僅に百分の十二に過ぎず。而かも其の利用未だ完からざるもの尠しとせず。」

（前掲書、797-798 頁）

全人口1,200万人の内、農耕従事人口が約1,000万人弱とするなら、朝鮮の農業は一人当り耕地規模は2反8畝となり、農家家族4人の構成なら、約1町余りの零細規模の小農か、又は小作人層を底辺に広範に分布させるのである。寺内正毅は、朝鮮の国民を余剰米を日本本国へ移出し、母国への利益に貢献させ、その上、天皇制国体を支える忠臣として教育しようとする。ここに、寺内正毅は朝鮮人を帝国臣民に編入して日本本国と周辺朝鮮との関係を天皇制君主＝臣民関係に編成替することを朝鮮総督の任務として次のように実施する。

「今上陛下即位の際下し給へる大詔に曰く。義は則ち君臣にして情は尚父子の如しと。万世一系列聖相承けて群黎を子愛し給ひ臣民亦純忠至誠を以て 主上に事へ奉るは。是れ我帝国の精華にして万邦に冠絶する所以なり。今や朝鮮は帝国の疆域にして其の属邦に非ず。朝鮮人は帝国の臣民にして其の隷庶に非ず。建国以来易姓革命窮なき小邦の属民より一躍して帝国臣民たるに至りたる者。宜しく其の地位の高くして其の境遇の幸なるを会得し。聖世の良民として報効の誠を竭すの覚悟なかるべからず。又従来内地人にして朝鮮に投資し又は来住して各種の職業に従事する有力者及び企業者尠しとせず。此等の内地人は學術、技能又は経歴に於て能く他の儀表たるべきを以て。後進の朝鮮人を指導し又は之と提携するに於ては。全土の開発を促進し内鮮人の融合同化を円滑ならしむるに与て力あるべきは本総督の信じて疑はざる所なり。」

(前掲書, 806 頁)

寺内正毅は総督となって7年目に大隈重信の後継首相として就任することを要請されるが、一方、元帥府に列して元帥の称号を得るために帰国し、大正天皇から次の勅を賜って労をねぎらわれる。

「卿曩ニ韓国総督タリ局ニ併合ニ当リ遂ニ朝鮮総督ニ任セラレテ勵精治ヲ図リ府政緒ニ就キ民俗化ニ向フ朕深ク卿カ多年経営ノ績ヲ嘉ス」

(前掲書, 809 頁)

(二) 寺内正毅の支那借款と東亜総力戦体制

I 朝鮮・満蒙の金融放資機関の整備

寺内正毅は朝鮮総督の経験を生かして朝鮮—満洲—日本を三位一体とする東亜総力戦体制を築き、その上に北支との共同経営を達成して大東亜総力戦体制を形成しようとする。寺内正毅は小磯国昭の絶対不足資源を補填(=自強)し、さらに田中義一の日支共同経営案を追求することで、世界の三極体制(①アメリカ, ②ヨーロッパ・ロシア, ③日本・支那)の一角を占めようとする。こうした世界三極構造の形成のために、日本帝国は(1)本国—周辺関係(台湾・朝鮮・満州・樺太)を確立し、(2)日支共同経営を推進して大東亜経済圏を形成することを目標とする。大東亜経済圏の形成に全力を尽くのが寺内正毅である。第一次世界大戦は日独戦の勝利によって日本を世界五大国の一角を占めることを育くみ、と同時に、第一次世界大戦の特需によって寺内内閣は輸出と経済成長の好循環によって巨額の経常収支の黒字となって日支共同経営への資本輸出も可能とされる。その上、第一次世界大戦への参戦宣言をする支那政府は袁世凱の革命軍(孫文)との内戦で財政破綻寸前の危機に陥っていた。さらに、参戦による二コ師団の増設は一層北京政府を財政的に苦境に立たしめるに至った。今や日本からの借款は支那の再建のために不可欠な条件となりつつある。

まさに、日支共同経営への道は外交政策によってアメリカとの承認を得れば、日英同盟を背景にしてヨーロッパからの承諾をも得られる見通しとなる。

第一次世界大戦はまさに日本を世界五大国の一つに格上げし、さらにアメリカの承認を得て日支共同経営への資本輸出、つまり、西原借款を含め日本政府の借款の原資を戦争特需によって調達することを可能にされるのである。

かくて、寺内正毅はアメリカと交渉し、この日本政府の支那借款を実現するため所謂日本の支那に対する「特殊の関係」、「特殊な利益」を認めさせる日米外交を進めるべく、石井菊次郎を派遣し、国務省ロバート・ランシングと交渉に入らせた。所謂石井—ランシング協定が締結される。すなわち、「合衆国及日本国両政府は領土相近接する国家の間には。特殊の関係を生ずることを承認す」と。この共同宣言は「支那に於ける帝国特殊の関係は茲に於て確定せられたり。」と見做される(前掲書, 868 頁)。

石井—ランシング協定とは次の条文となる。

「以書翰致啓上候。陳者支那共和国に関して貴我両国政府の共に利害を感じる諸問題に付。本官は最近閣下との会談中意見の一致したるものと両階する所を。茲に閣下に通報するの光荣を有し候。

近来往々流布せられたる有害なる風説を一掃せむが為。閣下及本官は茲に支那に関し両国政府の等しく懷抱する希望及意向に付。更に公然たる宣言を為すを得策なりと思惟す。

合衆国及日本国両政府は領土相近接する国家の間には。特殊の關係を生ずることを承認す。従て合衆国政府は日本国が支那に於て特殊の利益を有することを承認す。日本の所領に接壤せる地方に於て殊に然りとす。

尤も支那の領土主權は完全に存在するものにして。合衆国政府は日本国が其の地理的位置の結果。右特殊の利益を有するも他国の通商に不利なる偏頗の待遇を与へ。又は条約上、支那の從來他国に許与せる商業上の權利を無視することを欲するものに非ざる旨の日本国政府累次の保障に全然信賴す。

合衆国及日本国両政府は毫も支那の獨立又は領土保全を侵害するの目的を有するものに非ざることとを聲明す。且右両国政府は常に支那に於て所謂門戸開放又は商工業に対する総会均等の主義を支持することを聲明す。

將又凡そ特殊の權利又は特典にして支那の獨立又は領土保全を侵害し。若は列国臣民又は人民が商業上及工業上に於ける均等の機會を完全に享有するを妨礙するものに付ては。両国政府は何国政府たるを問はず之を獲得するに反対なることを互に聲明す。

本官は貴我双方間に意見の一致せるものと了解する前記各項に対し。閣下の確認を得むことを希望致候本官は茲に閣下に向て敬意を表し候敬具

一千九百十七年十一月二日

在華盛頓國務省に於て

ロバート、ランシング

以書翰致啓上候。陳者支那共和国に関して貴我両国政府の共に利害を感じる諸問題に付。閣下が最近本使との会談中意見の一致したるものと了解せらるる所を。本日附貴翰を以て御通報相成致敬承候。茲に本国政府の訓令に基き閣下に向て左記の通、右了解を確認するを得るは。本使の欣幸とする所に之有候。

近来往々流布せられたる有害なる風説を一掃せむが為。閣下及本使は茲に支那に関し両国政府の等しく懷抱する希望及意向に付。更に公然たる宣言を為すを得策なりと思惟す。

日本国及合衆国両政府は領土相近接する国家の間には。特殊の關係を生ずることを承認す。従て合衆国政府は日本国が支那に於て特殊の利益を有することを承認す。日本の所領に接壤せる地方に於て殊に然りとす。

尤も支那の領土主權は完全に存在するものにして。合衆国政府は日本国が其の地理的位置の結果。右特殊の利益を有するも他国の通商に不利なる偏頗の待遇を与へ。又は条約上、支那の從來他国に許与せる商業上の權利を無視することを欲するものに非ざる旨の日本国政府累次の保障に全然信賴す。

日本国及合衆国両政府は毫も支那の獨立又は領土保全を侵害するの目的を有するものに非ざることとを聲明す。且右両国政府は互に支那に於て所謂門戸開放又は商工業に対する機會均等の主義を支持することを聲明す。

將又凡そ特殊の權利又は特典にして。支那の獨立又は領土保全を侵害し。若は列国臣民又は人民が商業上及工業上に於ける均等の機會を完全に享有するを妨礙するものに付ては。両国政府は何国政府たるを問はず。之を獲得するに反対なることを互に聲明す。

本使は茲に閣下に向て敬意を表し候敬具。

一千九百十七年十二月二日

在華盛頓日本帝國大使館に於て

特派特命全權大使子爵 石井菊次郎

(前掲書, 869-871 頁)

この石井—ランシング協定の「特殊な関係」とは何を指しているのであろうか。この「特殊な権利なるものは内治の干渉を意味するに非ず 又領土的野心を意味するにあらず。寺内内閣の成立以後最も重きを置けるは日支経済関係なり」(前掲書 941 頁)と見做し、「特殊な関係」とは「日支共同経営」への資本輸出、つまり日本からの支那への借款を指す。寺内正毅内閣はその財政経済政策の中心に「日支経済的提携」を位置づけているが、この点について次の三点を中心にして構想されていた。

「寺内内閣の成立以後最も重きを置けるは日支経済関係なり」として寺内内閣組織の当初に於て財政経済に関する根本的方針として声明せし所は左の如し。

- 一、帝国の財政々策並に諸般の施設及び之が実行に付ては積極的方針を採り。時局に基く財政経済の進運に順応するに遺憾なきを期すること
- 二、内は生産事業の振興を促進し。外は海外に於ける経済的發展を伸張するに適應せる財政経済方針を採り。我経済的立国の基礎を鞏固ならしむること。
- 三、日支親善は日支経済的提携に依りて之が実現を期するを得べし。従て帝国政府の財政経済方針は此の趣旨に副ふを期すること。
- 四、与国に対する我国の態度を明確にし。与国間親誼協力関係を助長するの趣旨を以て与国に対する財政上の援助に努力すること。

支那以外に対する財政経済政策は暫く擱き対支政策に就て之を言へば。日支の財政経済提携は日支親善の主要政綱なりと雖。之を実現せむことは容易の業にあらず。蓋し日支経済提携の爲には日支合併事業の促進、対支投資並に企業の奨励、日支貿易関係の助長、金融の連絡、支那幣制及び税制の制度改革に対する援助等各方面に涉りて我が朝野の努力を要するもの甚だ多ければなり。」

(前掲書, 941-942 頁)

「日支経済的提携」が田中義一の対支政策の中心であったが、しかし、寺内正毅は石井—ランシング協定によって国際的承認の下にこの「日支経済的提携」を推進するのである。だが、日支経済的提携を実現するために、その前提として日本本国—周辺朝鮮・満洲との間において経済的提携を進め「特殊な関係」(日本本国—植民地関係)を確立することが不可欠となるが、その際、勝田主計大蔵大臣の財政・資本政策として次のように推進される。

「勝田大蔵大臣は娓娓として彼我経済の相互的發展を期せむとするの誠意を披瀝し。従来の誤解を一掃するに努むると同時に我国投資家に対して彼我利益の衝突を避け利害共通の実を挙げむことを勧奨し。之を動機として漸く従来の面目を一新する事を得たり。今対支金融放資機関の整備改善資金供給の施設に就て其の概要を摘記すれば左の如し。

金融及び放資機関の整備改善に就ては之を大別して(一)満蒙に対する施設と(二)本土に対する施設とし。満蒙地方に対しては特に独立せる満洲銀行なるものを新設せず。東洋殖産株式会社及び朝鮮銀行の規模を拡張して之が機関たらしめ。依て大正七年五月東拓会社従来の資本金一千万円を二千万円に増加せしめ、其の営業範囲は独り朝鮮に止まらず広く満蒙其の他の拓殖事業に及ぼし。従来横浜正金銀行に依りて満蒙拓殖事業の長期固定資金を供給したるものを移して其の機関たらしめ。正金銀行の満洲

特別貸付金は、大正六年十一月を以て東拓会社に引継がしめたり。

満蒙に於ける紙幣の統一を期し、金融の分野を明瞭にし、満鮮の経済的連絡に資するが為には朝鮮銀行法を改正して在来の保証準備発行限度三千万円を五千万円に拡張し、同時に其の資本金二千万円を四千万円に増加し満蒙地方に於ける信託業務を営むの方途を開き、従来満蒙に於ける我帝国の紙幣は朝鮮銀行券横浜正金銀行の金券及び銀券、日本銀行券、内地補助貨幣、円銀、日露戦役当時発行の軍用手票等混然として流通し、通商貿易上尠からざる障礙あるを以て、大正六年十一月の勅令を以て「朝鮮銀行の発行する銀行券は関東州及南満洲鉄道附属地に於て公私一切の取引に無制限に通用するものとす」と規定し、横浜正金銀行の金券は同月末限り其の発行を廃止し、且其の銀券は満洲に於て強制通用力を認めざる事とし、以て満洲各地に於ける取引所を金建とし支那幣制を金本位となすの素地を作らしむ。之に依りて横浜正金銀行の業務中長期金融に属するものは之を東拓会社に譲り、金券発行権は朝鮮銀行に委し純然たる為替銀行として専心活動する事となさしめたり。」

（前掲書、943-944 頁）

勝田主計は(1)朝鮮銀行に対して満蒙への資金供給と朝鮮銀行券を基軸通貨として流通することを大正元年 11 月の勅令で決定する。(2)朝鮮銀行券は金建とし、満洲の流通通貨を金建にして朝鮮と満洲の通貨制度を金本位制に統一する。その上で、(3)横浜正金銀行の金券発行停止と銀券の流通を停止せしめ、(4)また、横浜正金銀行の中長期金融は朝鮮の東拓会社に譲って、以後為替銀行として特化せしめることを決定するのである。

Ⅱ 支那の金融放資機関の設立——中華滙業銀行の設立

こうした朝鮮銀行が満蒙の中央銀行として再編成され、植民地金融と通貨の金本位制への統一を計ったが、次の段階として寺内正毅内閣は支那で日支共同経営の金融機関（投資銀行業務及為替業務）として大正 7 年 1 月に中華滙業銀行を設立する。この投資銀行は主に日本からの借款を担当する金融放資機関としての役割を次のように負うのである。

「支那本土に於ける金融及び放資機関としては従来に於ても特殊銀行団ありしと雖、寺内内閣は其の組織機能を改善して大正六年三月東亜興業株式会社の資本金百万円を三百万円に増加し、爾後更に之を拡張して二千万円とし、其の内部の組織と業務の経営とに一大刷新を加へて対支投資企業機関として活動せしめ台湾銀行及び朝鮮銀行の保証準備発行限度を拡張し且其の資本金を増加して対支金融上の便宜を図らしめ、日本興業銀行の元利仕払政府保証債券発行額面を一億円とし、海外資金供給の任に当らしめ、之を機として大正七年五月所謂海外投資銀行団なるものを組織せしめたり。此の銀行団は東京大阪に於ける主要なる銀行十八行を網羅したるものにして、日本興業銀行が政府保証の興業債券を発行する場合には相共同して其の発行を援助せしむる事となせり。

日支合弁の銀行法としては前内閣時代に於て日支銀行法案を帝国議会に提出したる事あるも未だ之を実現するに至らざりしが、寺内内閣は日支合弁事業を以て両国親善の必要樞子なりとし、日支実業家が支那法規に準拠し支那に於て銀行及為替業務を営むの目的を以て中華滙業銀行を設立し大正七年一月既に支那政府の認可を得たるに依り、政府は民間合弁会社として其の成立を援助し、本店を北京に置き支那側にて総裁、支配人、日本側にて専務理事、副支配人を選任し。」

（前掲書、945-946 頁）

Ⅲ 日支共同経営の金融放資機関と日本の支那借款

寺内正毅内閣は大隈重信・加藤高明による対支 21 カ条要求の実現と山東問題の解決のために日支共同経営とその借款を推進するために、(1)石井—ランシング協定で「特殊な関係」をア

アメリカに認めさせ、さらに、日本の借款を担当する金融放資機関の設立として(一)中華滙業銀行、(二)中日実業株式会社、(三)東亜興業株式会社を次々と設立し、21件の借款を担当させる。尚、この21件の借款は次の図表－4の物件となる。

図表－4 経済借款 21 件の内訳

	融資の年	経済借款相	金額（万円）
1		交通銀行 ※	2,500 万
2		吉長鉄道	451 万, 1,350 万
3	大正 5	米支運河	600 万
4	大正 4	四鄭鉄道	760 万
5	大正 6	京畿水災	500 万
6	大正 6	有線電信 ※	2,000 万
7	大正 7	吉会鉄道 ※	前貸金 1,000 万
8	大正 7	黒吉両省金鉱森林 ※	3,000 万
9		満蒙四鉄道 ※	前貸金 2,000 万
10		済順高徐二鉄道	2,000 万
11		製鉄	
12	大 5	漢口製紙廠	200 万
13	大 6	漢口水電公司	100 万
14	大 6	広東省セメント廠	300 万
15	大 6	広東塩税担保	150 万
16	大 7	財政部印刷局	200 万
17	大 7	奉天省	300 万
18	大 7	直隸省	200 万
19	大 7	陝西省	300 万
20	大 7	中国銀行	200 万
21	大 7	山東省	150 万
			（合計 2 億 2,000 万円）
	大 5.9 大 6.8 大 6.8 6.10 7.1	〈政治借款〉 在北京五国借款団 支那政府 支那政府財政部 支那政府財政部 支那政府財政部 財政援助（日支軍事協約）	関税収入担保 1,000 万 塩税収入担保 1,000 万 前貸 1,000 万 追加 200 万ポンド } 合計 3,000 万 追加 1,000 万 2,000 万

（※西原借款）

21 件の経済借款とその他 6 件の政治借款は図表－4 に表示されるが、その借款内容は次の通りである。

「既に有線電信借款、森林借款等を成立せしめたり。又交通銀行は支那に於ける最大金融機関にして銀行券発行権を有するにも拘らず。数年来の政変に依り萎靡振はざりしが。寺内内閣は之を幫助するの日支経済上、最も必要なるを認め。我が特殊銀行団をして交通銀行の借款に应ぜしめ。前後二千五

百万円を交付して其の資力を補ひ。之を機として支那側にては日本人を顧問に置く事となれり。又支那の法人たる中日実業株式会社及び日本の法人たる東亜興業株式会社に対し之を補助して益々活動する所あらしむ。以上の金融放資機関を通じ寺内内閣時代に於て支那に対し放資したる借款は左の如し。

対中央政府借款	一億六千九百六十六万円
対地方政府借款	千六百二十五万円
対会社又は個人借款	千四百十四万一千五百円
合計	約二億二千万円

以上の借款は更に之を政治借款、経済借款に二大別するを得べし。所謂経済借款なるものは。曰く交通銀行借款二千五百万円。曰く吉長鉄道借款四百五十一万一千三百五十円（契約額六百五十万円中旧債未償還額百九十八万七千五百円を差引たる新交付額）。曰く米支運河借款六百万円（同借款は大正五年中「アメリカン、インターナショナル、コーポレーション」と支那官憲との間に山東、江蘇両省の運河改修を目的とする米貨各三百万弗の借款締結せられ次で山東省の分に対し其の資金を増加して六百万弗とし日米資本家経済提携の第一歩として共同投資契約調印済の日本側放資）。曰く四鄭鉄道借款七百六十万円（大正四年十二月横浜正金銀行の放資額五百万円、大正七年二月の追加放資額二百六十万円）曰く京畿水災借款五百万円（大正六年九月下旬直隸省内の水災は百二十九県中の八十余県全部浸水し死傷数千、罹災者三百余万に達したるを以て支那政府は之が救済の資金を我国に仰ぎ交渉の結果大正六年十一月下旬短期借款の成立を見たり）。曰く有線電信借款二千万円（中華滙業銀行を介して日本銀行団と支那政府との間に大正七年四月中成立したる借款）。曰く吉会鉄道借款（所謂吉林会寧間鉄道建設の資源にして大正七年六月中支那交通部と我特殊銀行団との間に予備契約を締結したる前貸金一千万円）。曰く黒吉両省金鉱並に森林借款三千万円（大正七年八月中華滙業銀行を介し支那政府と特殊銀行団との間に契約調印の借款）。曰く満蒙四鉄道借款（熱河洮南間、洮南長春間、吉林海龍開原間、熱河海港間の四鉄道に関する借款にして支那政府、銀行団との間に契約したる前貸借款二千万円）。曰く済順高徐二鉄道借款二千万円（済南府順德間及び高密徐州間の鉄道建設費前貸借款にして支那政府と特殊銀行団との間に契約締結）。曰く製鉄借款（製鉄及び製鉄原料相互供給を目的とする借款契約）。曰く漢口製紙廠借款二百万円（大正五年十一月成立）。曰く漢口水電公司借款百万円（大正六年一月成立）。曰く広東省セメント廠借款三百万円（大正六年四月成立）。曰く広東塩税担保借款百五十万円（大正六年五月成立）。曰く財政部印刷局借款二百万円（大正七年一月成立）。曰く奉天省借款三百万円（大正七年四月成立）。曰く直隸省借款二百万円（大正七年五月成立）。曰く陝西省借款三百万円（大正七年六月成立）。曰く中国銀行借款二百万円（大正七年八月成立）。曰く山東省借款百五十万円（大正七年九月成立）。以上二十一借款は寺内内閣が内閣経済界の最も順調なるを利用して最も方瞻に支那経済界に投資せむとするの端緒を開きたるものなり。

政治借款は支那の財政難を救済するに最も吃緊なる焦眉の方法なりと雖。満清朝廷の覆没以降政治上の状態未だ安定するに至らざると。之に応ずべき借款団体の何れも皆戦時状態に在るとに依り遷延久しきに亘りて其の成立を見るに至らず。各省共に其の政費の財源を得るに窮し。官吏の俸給、兵士の給与停滞するもの甚だ多し。大正五年九月支那政府は在北京五国借款団（五国借款団なるものは当初英仏露独日の五国財団より成りしが開戦後独逸は自然其の借款団より離脱して實際は四国借款団となり米国未だ之に加入するに至らず露国も亦政変以後其の資力なきを以て實際其の衝に当りたるは日英両国の二者に過ぎず）代表者に対し善後借款契約の規定に基き塩税収入を担保とする一千万磅の追加借款を申込みたるが協議容易に纏まらず。只支那政府の財政旦夕を支へざるの窮状を酌量して相当資金を供給するを適当なりと認め。日本借款団は他国団体の同意を得て大正六年八月二十八日一千万円前貸契約をなし我特殊銀行団に於て之れを引受け。次で支那政府の財政部は中国銀行発行紙幣の価格を回復して其の基礎を鞏固にし幣制改革を助成するの目的を以て。同年十月更に二百万円磅の借款を

申込み交渉の結果。大正七年一月我特殊銀行団は一千万円の前貸を引受け。大正七年七月五日日支那政府の要求に応じて残余の一千万円を交付し都合三千万円を前貸せり。其の他露国の政変に際し日支軍事協約に基き財政援助の爲め別に二千万円の借款に応じたるを以て政治借款としての総額は五千万円となれり。」

(前掲書, 946-947 頁)

(三) 寺内正毅の軍用自動車補助法と軍需工業動員法による総力戦体制の形成

一 寺内正毅の総力戦構想—軍用自動車法

寺内正毅内閣の登場は三つの歴史的役割を帯びている。すなわち、「寺内内閣は前内閣の放漫施政に対する緊縮整理の使命を帯びて出現せし内閣なり。世界大戦の時局に処して国防を充実に充てしめ外交方針を確定すべき責任を有する軍国内閣なり」(前掲書 819 頁)と。

かくて、寺内正毅内閣は「国防を充実に充てる」軍国内閣としてその歴史的役割を課せられる。寺内正毅は大正 6 年 1 月 23 日衆議院で施政演説し、軍国内閣として第一次大戦後の総力戦体制の準備と軍備の充実に取り組むことを強調する。すなわち、「今回の戦争は実に前古無比の大戦でありまして、之に参加せる我帝国は上下一致、官民協同して善後を策し、国家百年の長計を確立せねばならぬと存じます」と。

大正 7 年 1 月の帝国議会は「所謂軍国議會」(前掲書 904 頁)と見做される。すなわち、「此軍国多難の時に際して国防の充実に充てしめんと欲せば勢ひ歳計の膨張を来し已むを得ず之を増税に仰がざるべからず」(904 頁)と、財政難を受け、軍用自動車補助法は小規模の軍用自動車補助金の交付から出発することになるが、その目的は次のようにフランスの軍用自動車補助法をモデルにして構想される。

「軍用自動車補助法案は歐洲大戦の経験に鑑み。軍国の際軍需に応ずべき耐重的自動車を徴発するの目的を以て。民間自動車の製造及び使用を補助奨励せむとするにあり。欧米列国に於ては民間自動車を使用するもの頗る多く。従つて軍国の際直に之を徴発し得るの便宜あるも。我國の如きは峰巒重疊して河流甚だ多く道路及び山河の關係上。民間之を利用するもの頗る稀に只富豪紳士の之を専用するに止まり。耐重的貨物用自動車の如きは其の数最も尠し。茲に於てか政府は製造者に対して一輛二千円以内を補助し。使用者に対して一輛歳額三百円以内を補助し其の車輛を増加せむとするの目的を以て該法案を提出せり。貴衆両院は之を是認し多少の修正を加へて可決確定せり。」

(前掲書, 907-908 頁)

この軍用自動車補助法は次の 21 条からなっている。

軍用自動車補助法案

軍用自動車補助法

第一条 政府ハ予算ノ範囲内ニ於テ陸軍ノ軍用ニ適スヘキ自動車ノ製造者又ハ所有者ニ対シ補助金ヲ下付スルコトヲ得

前項ノ製造者又ハ所有者ノ其ノ自動車ニ関スル業務ノ承継人ハ之ヲ前項ノ製造者又ハ所有者ト見做ス

第二条 補助金ヲ受クルコトヲ得ヘキ製造者又ハ所有者ハ帝国臣民又ハ帝国臣民ノミヲ社員若

ハ株主トシテ帝国法令ニ依リ設立シタル法人ニシテ帝国内ニ於テ自動車製造所又ハ自動車ヲ有スルモノニ限ル

前項ニ掲クル者ノ外公共同体ニハ補助金下付スルコトヲ得

製造者及製造所ノ範囲ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三条 補助金ヲ受クルコトヲ得ヘキ自動車ハ主務大臣ノ定ムル規定ニ依リ製造シタルモノニシテ主トシテ貨物ノ運搬ヲ目的トシ一英噸以上ノ積載量ヲ有スルモノ又ハ之ニ改造シ得ヘキモノニ限ル

第四条 製造者ニハ其ノ製造ニ係ル自動車一輛ニ付二千円以内ノ製造補助金ヲ下付スルコトヲ得製造者其ノ製造ニ係ル新ナル自動車ニシテ製造補助金ヲ受ケタルモノヲ所有シテ使用シ又ハ他人ヲシテ使用セシムル場合ニ於テハ自動車一輛ニ付更ニ五百円以内ノ増加補助金ヲ下付スルコトヲ得

第五条 所有者ニハ製造補助金ヲ受ケタル新ナル自動車ヲ其ノ製造者ヨリ購買シテ使用シ又ハ他人ヲシテ使用セシムル場合ニ於テ自動車一輛ニ付千円以内ノ購買補助金ヲ下付スルコトヲ得

第六条 増加補助金又ハ購買補助金ヲ受ケタル自動車ヲ所有スル者之ヲ使用シ又ハ他人ヲシテ使用セシムル場合ニ於テハ其ノ期間ニ応シ自動車一輛ニ付一年三百円以内ノ維持補助金ヲ下付スルコトヲ得

維持補助金下付ノ期限ハ増加補助金又ハ購買補助金下付指令ノ日ヨリ五年ヲ限り製造補助金下付指令ノ日ヨリ十年ヲ超ユルコトヲ得ス

維持補助金ハ毎年其ノ年分全額ヲ下付指令ノ際自動車ヲ所有スル者ニ之ヲ下付ス

第七条 製造補助金ヲ受ケタル自動車ハ其ノ補助金下付指令ノ日ヨリ左ノ各号ノ一ニ該当スルニ至ル迄ノ間之ヲ保護自動車ト称ス

一 自動車ノ所有者カ第二条第一項ノ規定に該当セサルニ至リタルトキ

二 第六条第二項ノ期限ヲ經過シタルトキ

三 第十二条第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ補助金ヲ受クルノ資格ヲ廃除セラレタルトキ

第八条 主務大臣ハ軍用ノ為何時ニテモ保護自動車ヲ収用又ハ使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ収用又ハ使用シタル場合ニ於テハ自動車ノ所有者ニ補償金ヲ下付ス其ノ金額ハ主務大臣之ヲ定ム

第九条 保護自動車ノ所有者ハ主務大臣ノ定ムル場合ヲ除クノ外保護自動車ノ構造又ハ能力ヲ変更スルコトヲ得ス

第十条 保護自動車ハ之ヲ輸出シ又ハ外国人ニ譲渡シ、貸付シ若ハ担保ニ供スルコトヲ得ス

第十一条 主務大臣ハ保護自動車ノ保続ヲ期スル為其ノ構造及能力ヲ検査シ所定ノ構造又ハ能力ヲ有セスト認ムルトキハ其ノ所有者ニ対シ期限ヲ指定シテ之カ修理ヲ命スルコトヲ得

前項ノ外主務大臣ハ保護自動車ノ所有者ニ対シ其ノ保続ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第十二条 主務大臣ハ前条第一項ノ規定ニ依リ検査ニ依リ所定ノ構造又ハ能力ヲ有セスト認メ

タル保護自動車ニ対シテハ修理ヲ命シタル場合ヲ除クノ外補助金ヲ受クルノ資格ヲ廃除ス其ノ修理ヲ命シタル場合ニ於テ修理完成ノ検査ニ合格セス又ハ指定期限迄ニ其ノ検査ヲ受ケサルトキ亦同シ

主務大臣ハ本法若ハ本法ニ基キテ発スル命令又ハ之ニ依リテ為ス処分ニ違反シタル者ニ対シテハ違反ノ事実アリタル時ヨリ当該自動車ニ対スル補助金ヲ受クルノ資格ヲ廃除シ又ハ停止スルコトヲ得

主務大臣ハ前条第一項ノ規定ニ依リ修理ヲ命シタル自動車ニ対シテハ前条第一項ノ規定ニ依ル検査ノ時ヨリ修理完成ノ検査ヲ受ケタルモノニ在リテハ合格不合格決定ノ時迄其ノ検査ヲ受ケサルモノニ在リテハ指定期限迄補助金ヲ受クルノ資格ヲ停止ス

第十三条 主務大臣ハ本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ違反スル犯罪ノ為起訴セラレタル者ニ対シテハ裁判確定ニ至ル迄ノ間補助金ノ支給ヲ中止スルコトヲ得

第十四条 主務大臣ハ第十五条乃至第十七条ノ規定ニ依リ処罰セラレタル者ニ対シ当該自動車ニ付既ニ下付シタル補助金ニ相当スル金額ノ全部又ハ一部ヲ償還セシムルコトヲ得
前項ノ償還金ハ国税滞納処分ノ例ニ依リ之ヲ徴収スルコトヲ得但シ先取特権ノ順位ハ国税ニ次クモノトス

第十五条 詐欺ノ所為ヲ以テ補助金ヲ受ケタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ二千元以下ノ罰金ニ処ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十六条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

一 第八条第一項ノ規定ニ依ル収用又ハ使用ヲ拒ミタル者

二 第十条ノ規定ニ違反シタル者

第十七条 第九条ノ規定ニ違反シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

第十八条 本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ依ル自動車ノ検査ヲ拒ミ妨ケ若ハ忌避シ又ハ検査ニ関スル当該官吏ノ質問ニ対シ答弁ヲ為サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シタル者ハ百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第十九条 製造者又ハ所有者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキ本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ依リ製造者又ハ所有者ニ適用スヘキ罰則ハ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ業務ニ関シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十条 製造者又ハ所有者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者其ノ業務ニ関シ本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十一条 前二条ノ場合ニ在リテハ懲役、禁錮又ハ拘留ノ刑ニ処スルコトヲ得ス

第二十二条 明治三十三年法律第五十二号ハ本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

大正7年1月29日衆議院本会議にこの法律は上程され、陸軍大臣によってその必要性について次のように説明され、東洋において初めて軍用自動車の製造と普及を補助金の交付によって達成し、総力戦の中枢に位置づけようとする。軍用自動車の製造は欧米への戦争に備える戦略的意図が窺え、総力戦体制の中心に次のように位置づけられる。

「右軍用自動車補助法案は大正七年一月二十九日の衆議院本会議に上程せられ、陸軍大臣から提案の理由として

戦時我軍の輸送機関として多数の自動車を使用したい考であります。特殊のものは軍部に準備を致しますが普通のもの而も日々進化して参りますものは成べく民間一般の使用に利用して之を戦時に用ひたいと思ふので御座います。徴用したいと思ひます。然るに此製造法に要する機械工業の十分ならざる為日本に於て造りますのは余程代価が高くなります。又使用をする上に於きましても普通今日用ゐて居る馬車等を以てするよりは同じ物を運ぶに余計に輸送費が掛ります。仍て製造を補助し尚其の使用者に向つて普通馬車等よりも余計に要する所の費用を一部補助致しませぬければ唯今の状況では多数のものを民間に使用されると云ふ望又多数のものが民間より製作されると云ふ望が御座いませぬ。此の法案を提出致しまして製作並に使用を奨励致したいと云ふ考で御座います。」

（岩崎松義「自動車工業の確立」）

二 寺内正毅の総力戦構想—軍需工業動員法

軍用自動車補助法と同じ議会で提案され、制定されることになる軍需工業動員法は総力戦体制への準備を平時に於いても推進し、戦時への移行を円滑、早計に進める総力戦構想の現われであり、次のように位置づけられている。

「軍需工業動員法案は戦時に際し迅速且確実に軍需品の補給をなす為め。平時に於て予め之を調査準備し置くの目的を以て提出せられたり。即ち交戦国の勝敗利鈍は其の常備兵の多少、武器の精粗、訓練の熟否、士気の如何に依つて決定すべしと雖。全国皆兵の今日に於ては概ね戦争の持続すること多く。従て工場能力の如何は終局の輸贏に大関係あり。是れ平時に於て予め公私一切の工場能力を調査研究して万一に備へむと欲する所以なり。尤も明治十五年太政官布告の徴発令は平戦両時を通じて必要の場合に之を施行し得べしと雖。而も平時に於て常に各工場の報告を徴し又立入りて之を調査するの規定なきを以て茲に工業動員法案を提起せし所以なり。今や我帝国は欧洲大戦に参加するを以て極東の地一たび平和の破るゝが如きことあらば。咄嗟に工業動員を命じて神速に作動するの必要あり。之を以て衆議院は慎重審議の後二三不備の条項を補足修正して貴族院に回付し。貴族院は閉会時期の切迫せるにも拘らず特別委員に附託して其の修正案を可決せり。茲に於て閉会后軍需局の官制成り局長以下職員新に任命せらる。」

（前掲書、908-909頁）

軍需工業動員法は次の9条から成っている。

「 軍需工業動員法閣議請議案

第一条 本法ニ於テ軍需品ト称スルハ左ノ各号ニ掲クルモノヲ謂フ

- 一 兵器、艦艇、航空機、弾薬及軍用器具機械物品
- 二 軍用ニ供シ得ヘキ船舶及輸送設備、鉄道軌道及其ノ附属設備、輸送用物件
- 三 軍用ニ供シ得ヘキ燃料、被服、糧秣
- 四 軍用ニ供シ得ヘキ衛生材料、獣医材料、通信用物件
- 五 前各号ニ掲クルモノノ生産、修理ニ要スル器具機械、材料原料

六 前各号ニ掲クルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル軍用ニ供シ得ヘキ物件

第二条 政府ハ戦時若ハ事変ニ際シ軍需品ノ生産、修理ノ為軍需品ノ生産、修理ヲ為シ得ヘキ工場又ハ事業場ノ一部ヲ管理シ使用シ又ハ収用スルコトヲ得

第三条 政府ハ戦時若ハ事変ニ際シ軍需品ノ移動、譲渡、使用、消費、所持、輸出ヲ禁止シ制限シ若ハ之ヲ使用又ハ収用スルコトヲ得

第四条 陸海軍大臣ハ戦時若ハ事変ニ際シ兵役ニ在リ又ハ兵役ノ義務ヲ有スル者ヲ徴集シ又必要ト認ムルトキハ兵役ニ在ラサル者ヲ徴集シ軍事輸送機関又ハ第二条ニ掲クル工場、事業場ノ従事者ニ充ツルコトヲ得

第五条 政府ハ軍需品ノ所持、生産、修理、取引、貯蔵ヲ為ス者ニ対シ其ノ設備、生産、修理、輸送ノ能力、人員、貯蔵量、営業又ハ作業ノ状態ニ付必要ト認ムル事項ノ報告ヲ命スルコトヲ得

前項ニ依リ報告ヲ命シ得ル事項調査ノ為当該官吏又ハ吏員ハ所要ノ場所ニ立入り実視シ検査シ又ハ従業者ニ対シ質問スルコトヲ得

第六条 政府ハ第二条ニ掲クル工場又ハ事業場ヲ有スル者ニ対シ補助金ヲ下付シ其ノ指定スル軍需品ノ生産、修理ヲ為サシメ若ハ之ニ必要ナル設備ヲ為サシムルコトヲ得

第七条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス

- 一 第二条ノ規定ニ依ル管理、使用又ハ収用ヲ拒ミタル者
- 二 第三条ノ規定ニ依ル禁止、制限ニ違反シ又ハ使用、収用ヲ拒ミタル者
- 三 第四条ノ規定ニ依リ工場又ハ事業場ノ従業者ニ充テラレタル兵役ニ在ラサル者ニシテ命令ニ違反シタル者
- 四 第五条第一項ノ規定ニ依リ報告ヲ為サス又ハ虚偽ノ報告ヲ為シタル者
- 五 第五条第二項ノ規定ニ依リ当該官吏又ハ吏員ノ職務ノ執行ヲ拒ミ妨ケ若ハ忌避シ又ハ質問ニ対シ答弁ヲ為サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シタル者

第八条 当該官吏又ハ吏員本法ニ依ル報告、立入、実視、検査又ハ質問ニ依リ知得シタル事業場ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ窃用シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ八千円以下ノ罰金ニ処ス

官吏又ハ吏員職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル場合ニ於テ之ヲ漏洩シ又ハ窃用シタルトキ罰前項ニ同シ

官吏又ハ吏員其ノ職ヲ退キタル後前二項ノ行為ヲ為シタルトキ罰第一項ニ同シ

第九条 本法施行ニ付必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」

(陸軍軍需動員〈1〉計画編 55-56 頁)